

平成28年白浜町議会第2回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成28年6月24日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成28年6月24日10時01分

1. 閉 議 平成28年6月24日15時30分

1. 延 会 平成28年6月24日15時30分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 泉 芳明 事務主査 東 泰士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	田 井	郁 也
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広
民生課長	三 栖	健 次	住民保健課長	廣 畑	康 雄

生活環境課長	玉置	孔一	観光課長	愛須	康德
建設課長	坂本	規生	上下水道課長	濱口	伊佐夫
会計管理者	中本	敏也	消防長	大江	康広
教育委員会					
教育次長	寺脇	孝男	総務課課長	久保	道典
総務課副課長	小川	敦司			

1. 議事日程

- | | | |
|---------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第3号 | 専決処分の報告について |
| 日程第2 | 報告第4号 | 専決処分の報告について |
| 日程第3 | 報告第5号 | 専決処分の報告について |
| 日程第4 | 報告第6号 | 平成27年度白浜町継続費繰越について |
| 日程第5 | 報告第7号 | 平成27年度白浜町繰越明許費繰越について |
| 日程第6 | 報告第8号 | 平成27年度白浜町水道事業継続費繰越について |
| 日程第7 | 議案第63号 | 土地の処分についての議決の変更について |
| 日程第8 | 議案第64号 | 物品購入契約の締結について |
| 日程第9 | 議案第65号 | 工事請負契約の一部変更について |
| 日程第10 | 議案第66号 | 白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第67号 | 平成28年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第12 | 議案第68号 | 平成28年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第13 | 議案第69号 | 平成28年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第14 | 議案第70号 | 平成28年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第15 | 議案第71号 | 平成28年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第16 | 議案第72号 | 平成28年度白浜町水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第17 | 報告第9号 | 平成27年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について |
| 追加日程第18 | 議案第73号 | 物品購入契約の締結について |
| 追加日程第19 | 議案第74号 | 工事請負契約の締結について |
| 追加日程第20 | 議案第75号 | 白浜町教育委員会委員の任命について |

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第11・追加日程第18から追加日程第20

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成28年第2回定例会4日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしく申し上げます。

今日は暑いかと思しますので、上着を脱いでいただいても結構かと思います。

今日は写真撮影を許可しております。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 報告第3号 専決処分の報告について

○議長

日程第1 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

10番 岡谷君

○10番

今回も物損事故、この報告を含めて2件ございます。公用車の運転日報とか、また日報に関して責任者が確認をとられているのか。また、安全啓発をどのようにされているのか。このことについては、毎回の議会におきまして、1件、2件と公用車の事故が発生しております。一般的におきまして、ある会社におきましては、「ご安全に」とひとつの呼びかけをしながら、安全のあり方、運転のあり方を認識しながら仕事に出るわけです。そういう部分を含めて、関係課の取り組み方、また公用車が何台あるのか。それも含めてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長

番外 上下水道課長 濱口君

○番外（上下水道課長）

今議員からご指摘ございました公用車に対する上下水道課の対応でございます。

今回の事故発生日が平成27年8月26日でございます。事故発生から約8カ月が経過しております。この間、課長会、町長、副町長からの交通事故の抑制を厳しく命じられておるところでございます。また、上下水道課としましては、職員には毎朝の朝礼で車の運転につ

いて十分注意するように注意喚起をしているところでございます。

そして、日報の確認でございますが、車両ごとに日報、当日どこまで行ったか、行った時間、運転手等を記載してございます。そして、月一回の車両点検がございまして、そのときに確認をしているところでございます。

○議 長

10番 岡谷君

○10 番

誰しも無事故でいきたいというのが共通したところでございますけれども、やはりうっかりしたところ、また向こうからぶつかってくる場合もございますし、公用車は白浜町のひとつの顔でございます。安全運転していることが大事な点でございますし、また公用車を運転するにあたりまして、それぞれひやりとした事例が私はあると思います。それが物損事故、人身事故でなくても、ひやりとした事例を日報のなかに今日はこういうことがあってひやりとしたという事例を記述していく。その積み重ねが安全面への強化になると思いますので、それを含めてそのような取り組みをされてはどうかと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

議員おっしゃられるとおり、注意喚起も続けているところではございますが、職員にも当日そういう事故の危険があった場合には上司に報告するよう努めさせていただきたいと思えます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

度重なります職員の交通事故ということで大変申し訳なく思います。

議員おっしゃるように、公用車というのは町の顔ということも当然でございます。毎回毎回こうした形で事故の報告をしなければならないということにつきましては、私も十分反省するところではございます。このことにつきましては、過去からもさまざま議員からご提言、またお叱りも受けてございます。そうしたなかで、当然毎朝と申しますか機会を十分持って、職員には朝礼のなかで交通事故に十分注意するようということと、一番大事なことは事故が発生した場合に適切な措置を講じることと、万が一人身事故であった場合には当然人命であったり、けがの部分で最優先して措置を講じることということ、口をすっぱく職員には申し上げてございます。公用車というのは総務で管理しております全体で使う公用車も何十台かございますが、専門車両であったり、各課で独自に持っている公用車両、通行手段に使う交通車両もございます。そうしたところにつきましては、当然各課で管理していただいて、点検もして、車両不備ということで事故が起らないようにここに徹底できていると思うんです。あとは、運転するものの注意喚起の部分になってきます。この部分については、毎年ですけども、警察の方に来ていただいたり、保険会社の方に来ていただいたり、交通に関連する方を講師先生として来ていただいて、先ほど議員からもございましたように、ひやっとする場面のシミュレーションがございまして、先生からどういうところに注意しなければな

らないかといったようなビデオでの職員とのやり取りなどをやっておりますが、それがどういふ効果を果たしているのかという部分について、これだけ減ってこないということになれば、それも効果が出ていないのではないかと。

啓発は当然毎年続けていかなければなりません、やはり町民感情とすれば、物損事故をした場合に町の損益になるのではないかという部分が出てきますので、そうした部分について職員にペナルティとっては悪いですが、啓発の部分でなくて、連帯の責任を持ってもらわなあかんということで、今年度からセーフティドライバーの登録があります。過去1年間に事故であったり、違反があった場合の報告が総務課に上がってきまして、毎回チェックをさせていただきますので、その職員全員を対象にその課の職員を含めて、全体でセーフティドライバーに入れということで、自分がやったことで周りに迷惑をかけるという意識付けも必要ということで、今年からそういうことも指示、全員加入させたという状況でございます。

いずれにしましても、公用車の事故というのは減らしていく、ゼロというのが一番望ましいのですが、100台を超える公用車があると、事故というのは必ず起こるものと思いつながりながらも、それを少なくすることは当然でございますが、そのあとの処理、これは公務員としては絶対やってはならないことがありますので、そうした部分は十分注意喚起しておるといふ状況でございます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

まず、議会の開催ごとにこのような状況が続いておりますことに深くお詫びを申し上げます。度重なる職員の車両事故につきましては、これまでも議会から厳しく注意を促されているにもかかわらず、今議会においても損害賠償に関する報告をしなければならないことについてはまったく弁解の余地がございません。私から各職場での毎日の朝礼の際に、各所属長から所属職員に対し、公用車の安全運転はもとより、業務中における安全配慮について訓示するよう指示しているところでありますが、またしてもこのような状況にあることは慙愧の念にたえない思いでございます。

ひとりの不注意が組織の信頼を損ねる事態につながれば、たちまち公務に対する住民の信頼を失い、行政運営に支障をきたすことにもなりかねません。この件に関しましては、危機意識を持って安全管理体制の重要性を常に認識するよう、さらなる職員への注意喚起徹底を図るとともに、さまざまな機会を通じて組織全体の安全意識の向上に努めてまいります。

どうかご理解と、そしてまたこれからもいろいろなご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第3号は以上です。

○議 長

日程第2 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。
報告第4号は以上です。

(3) 日程第3 報告第5号 専決処分の報告について

○議 長

日程第3 報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
13番 楠本君

○13 番

内容についての質問ではございませんけれども、今滞納等で係争している案件はあと何件あるのか。その点だけお伺いします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外(建設課長)

今手元にございませぬので、調べさせていただきます。

○議 長

楠本議員それでよろしいですか。
13番 楠本君

○13 番

はい。

○議 長

6番 水上君

○6 番

入居は平成9年からということと、滞納が始まったのは平成16年から。27年7月には契約解除の通達をしたけれども音沙汰がないと。送付の確認はできているという説明を受けました。ここまで10年間いろいろ督促やらを出してきたかと思えますけれども、今滞納が100万円を超えているということ。やはりここまで手立てはなかったのか。というのは、平成19年に転出されているということですよ。転出されて町内に住所がなくなっているあたりで、なにか行動というか措置をされたのでしょうか。ここをお伺いします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

議員がおっしゃられるように、この案件につきましては、16年6月頃から滞納が発生してきました、督促や訪問ということで心がけてきたわけですが、19年11月に転出届けが出されまして、平成20年8月に転居、転入が確認されておりまして、そのときにも同じように督促その他しているわけですが、住所等がこの方は転々とされておりまして、それから居住地の調査等を行ってまいりましたが、再度24年に配達証明を送付したりもしております。そのときにも反応していただけなくて、現在に至っているところがございます。19年の当時転出されたときに入居の解除手続きをしていただければ、滞納額もこんなに膨らんでいないと思います。約8,000円の月額ですので約80万円は荷物を部屋に置いているというだけで住んでないのかかかっている状況でございます。それで、その後も居住地の調査等を行っているんですが、やっと昨年の6月に居住地が判明したということで、今手続きを行っている状況でございます。

○議長

6番 水上君

○6番

転居するまではずっと家賃も上乘せしていくんだと思うんですが、今現在居住地が判明しているということです。こういう滞納ですけども、今現在はわからないですけども、職員が面談とか直接取り立てという言葉は悪いですが、そういう対応も過去にはされていたと聞いたことあるんですが、そのへん今後どうなさいますか。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

当然夜間の訪問ですとか、直接お会いしてお話をする機会を設けておりますし、建設課に来ていただいて滞納の指導という形もやっております。当然今後も引き続いてやっていきたいと思っておりますし、そうしなければならぬと考えております。

それと、先ほど他の係争中の案件はないかということですが、本件1件のみでございます。

○議長

6番 水上君

○6番

使用料の公平性からすれば厳しくその措置をしていただきたいと思います。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。

報告第5号は以上です。

(4) 日程第4 報告第6号 平成27年度白浜町継続費繰越について

○議 長

日程第4 報告第6号 平成27年度白浜町継続費繰越についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

○議 長

12番 玉置君

○12番

第一小学校の事業は石綿が出てきたということで事業が遅れた、完成が遅れておるとい
う状況なんです、今現在の進行状況というか、順調に建設が進んでいるのかちょっとお聞き
したいです。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外(教育次長)

アスベストの関係でやはり2カ月ほど当初の計画より遅れております。6月10日現在の
進捗で申しますと本体工事で約32パーセント進行している状況でございます。ただ、機械
設備につきましては、ちょっと出来高払い等の請求がない関係でどこまで進んでいるかとい
うのは今のところ把握できていない状況でございます。

○議 長

12番 玉置君

○12番

2カ月ほど遅れているということでもいいんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外(教育次長)

2カ月遅れで、だいたい今のところ9月末くらいに本体の学校のほうの工事が終了して、
その後2期の解体、それから、屋外環境の整備という形になってこようかと思えます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第6号は以上です。

(5) 日程第5 報告第7号 平成27年度白浜町繰越明許費繰越について

○議 長

日程第5 報告第7号 平成27年度白浜町繰越明許費繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 楠本君

○13 番

款 衛生費、項 保健衛生費、第三天山源泉揚湯試験調査事業について質問いたします。

この件については、昨日、古久保議員から一般質問がございました。揚湯試験の繰越については県の温泉審議会との申請とその後の状況が問題になってくると思います。県の温泉審議会は次にいつあるのか。町長は温泉審議会の委員でもあると聞いております。そうしたなかにおいて、第三天山については過去の歴史もありますし、近々の課題でもあります。昨日の質疑のなかでもやはりホテル側、温泉会社側いろいろな意見がありますが、これについては県の温泉審議会の議論が一番重要になってこようかと思えます。この揚湯試験の試験申請を出したなかにおいて、県の温泉審議会ではどのような審議をされているのか、まだ開いてないのか。それとも経過はどうなのか。この点についてわかる範囲で答弁していただけますか。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外 (観光課長)

ただいま楠本議員より第三天山の繰越明許についてご質問いただきました。

今現在の状況ですが、昨日、古久保議員からご質問いただいたときにもお答えしましたが、揚湯試験のほうは終了しております。4月11日から16日までの6日間で限界揚湯量等々の調査をし、そして調査結果としては1分間にだいたい95リットルの汲み上げという数値が出ております。この95リットルがマックスとなりますので、それに限界揚湯量0.8、80パーセントをかけて、この第三天山の揚湯量の適正が75リットルになるということが中央温泉研究所より報告されておりますので、この報告については県とも協議をしながら、まだ県への申請には至っておりませんので、今後9月に県の温泉審議会が開催されると聞いておりますので、それまでに協議を詰めて遅れがないように申請をとっていきたいと考えております。

そして、議員ご指摘のありました、ホテル、温泉会社とこれは過去からの長い歴史がありますし、温泉会社にもいろいろな思いがあるということは担当課としては重々理解しておりますので、土地所有者とはかなりの回数で協議を詰めております。43年7月に契約のほうも結んでおりますので、その契約が執行されていない以上、きちんと行政としてはその契約を履行するために申請ということをしていきたいと思えます。その前に温泉会社、12月議会に付帯決議をつけておられますので、これについては温泉会社の申請前には必ず町長、担当課で説明をしていきたい。それをもって、申請をしていくということであります。最終的には、町、温泉会社、土地所有者が決めることではなく、県の温泉審議会が判断することになりますので、その判断結果をえて、今後の取り組みを進めていきたいと考えています。

○議長

13番 楠本君

○13 番

観光課長から詳しく説明を受けました。これも動力申請をするということは三者の意見がやはり一致した上において、これも積年の課題でございますから、丁寧な説明をした上で県の温泉審議会へ答申をしていただきたいと思います。

○議 長
8番 三倉君

○8 番

繰越明許ということで、このように多くの繰越明許の事案があるのかということについてお尋ねします。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

それぞれに理由はあるのですが、多くは国の補助金であったり、国の財政政策のなかで補助制度ができたり、交付金ができたりというのが当初でなく、年を越えて1月を越えていただけるような制度もありますので、そうした部分についてはそれにのって整備をしていくという部分もありますので、それは当初から全体的には1年近くかかる整備もございまして、そういう部分が繰越明許に入っている部分がございます。

ひとつずつ、総務課では、固定資産台帳でいいますと、業者委託をしながら進めておりましたけれども、これが全体的に進んだなかでももうひとつ整備、上がってくる量であったり精査が詰んでいないということで繰越させていただいてございます。これにつきましては、すでに繰越させていただきましたが、すでに済んでいる部分がございます。

町勢要覧につきましては、校正がありましたけれども、課長会にも諮って、各課に見ていただいたんですが、もう少し見直しが必要でないかという部分がございますのと、業者に委託しておりますが、業者からの提出の部分とこちらの詰める部分に協議の時間がかかっておる状況でございまして、これにつきましては、一旦原稿ができてから、すべての項目に英訳、英語版が入ってきますので、その翻訳にも何カ月かかるということで、現在最終の詰めをして、英訳に着手していこうと思っております。これにつきましては、目途として9月ということで考えてございます。

白浜町のデジタル防災無線のシステム整備につきましては、結論を出すということであれば年度内にできることもあったんですが、国の補助制度であったり、今後のデジタル化の無線のあり方、そういうのが年度途中において、新しい機械が出てくるとか、例えば今の機械を使ったままでアナログのままでデジタル変換して放送をすとか、さまざまな新しいシステム形態ができてきておりますので、そういう部分もふまえたなかで、先の整備を考えないといけないということで、少し時間を、あえてひとつのものに絞り込まずに少し柔軟に考えたいということで繰越をさせていただいているところでございます。

また、白浜町の津波避難計画につきましては、ご存知のように津波浸水区域の自主防災会であったり、自治会、また区の方々と実際のシミュレーションといいますか、今津波避難は計画で色が塗られておりますけれども、本当にそこが津波から避難できないのかどうかということにつきましては、実証といいますか皆さんにご協力をいただいたなかで、ここからここまで逃げるのにどれくらい時間がかかるということで、実際に計ってみますと、それほど時間がかからなかったとか、例えば、計ってみますと時間がかかった。原因はこの道がこの階段がという条件が出てきますので、それをひとつずつ精査しておりますので、少し時間がかかっておるということでございます。

また、情報セキュリティにつきましては、先ほど申し上げましたクラウドシステムという

なかで、セキュリティの関係が出てきたと。県下統一してやっていく部分と町独自でやっていく部分というのが年度当初ではなくて12月とかそれくらいの時期から始まってきたものですから、これについては国の費用をいただけるということから、予算を前年から付けさせていただいて、今年度へ繰越させていただいて1年間で行うということでございます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

個別に説明いただくのは大変ありがたいんですけども、この予算のなかで、県や国の支出金であるということだったら補助金絡みですから、国、県の補正予算の課長がおっしゃったように12月なり以降につくということになれば、なかなか年度内に消化というのは難しいこと重々わかるわけです。しかし、一般財源、自主財源のなかでやっている予算については、予算として上げてくるからには年度内に消化する建前のなかで上げてきているように我々思うわけです。そういうことはいいことですし、また、してもらわなければならないことですから一生懸命やってくださいということで我々議会としては可決しているわけです。それが年度内にできなかったから来年に越すんやということは計画の誤りというか、計画に誤算があるのか。それだったら2年にまたがるような予算措置をしてもいいんじゃないかと私は思うんです。それじゃなしに、単年度にしなければならないのであれば、もうちょっとスムーズに消化してもらいたいなど。それは総務課長だけでなしに全課長に思うわけです。我々審議するにおいても、そういうことについてわからん部分もありますけど、ぜひとも知っておかなければならないことについては早急ということで我々もそれに賛同し、可決しているわけです。このごろ特にそういうことが多いと思うんです、去年度にしても。そのへんについてどうでしょうか。

○議 長

一般的な考え方で結構かと思います。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

三倉議員ご指摘のとおりだと思っております。単年で予算を上げた以上単年で物事を進めるように日夜努力するのが行政の責務だと思っております。当然町のなかでできる部分については当然そのとおりでございます。ただ、事情としては相手方のある、例えば町民の意向が絡んでくる部分については少し我々の努力も足りないですけども、熟知した上でやっていかなあかんという部分については繰越もお願いせなあかんこともあるかと思っております。

先ほど申しあげました国費の分についてはそのとおりでございますが、当然単独事業で町の主導で物事が進んでいくような部分につきましては、単年で処理するよう努めなければならないと思っております。私の総務課でも数多くございます。これにつきましては、職員への指導はしておるんですが、これは私の不徳にいたすところでございます、これは申し訳ないと申し上げるしかないんですが、それぞれに放っておくのではなくて、やってはおるんですけども、もう少し努力したら年度内に処理できるのではないかという部分は多々見受けられますので、それは今後とも心して努めていきたいと思っております。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

直接には関係ないんですけども、今、相手のあることと総務課長はおっしゃったですね。そのことはわかるわけです。そのなかで県の公共事業のなんですけども、道路拡幅するとかそういうと問題については、結局いつも私は申し上げているんですけども、地籍調査していないことには予算つけたものの次の年に繰り越すということになって、そういう措置が取りにくいということなのでということがあるわけです。だから県の公共事業については用地の拡幅なり路線の改修なんかについては地籍調査のしているところでなかったら取り組まないということを言われていることです。それと一緒に、私が何を言いたいのかといたら、単年度では単年度で消化していくという旨の話をしているわけで、そういうことを踏まえたなかで取り組んでいただけたらと思います。

○議 長

今度は当局も十分考えてしていただければと思います。

12番 玉置君

○12 番

全体的に説明を受けたんですけども、10番の安居三舞小中共有化事業。これは予算がまったく使われずに繰越となっておりますが、遅れている原因は。小学校の現場が必要やからこういう予算が出ているんですけども、遅れる理由、そのあたりはどういう状況なんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

すべて繰り越したわけではなく、これ以外にも平成27年度では三舞中学校のテニスコートの整備であるとか、壁打ちボードの設置であるとかそういう部分も12月の補正で議決をいただきまして、ここの残っている部分につきましては、学校内の施設の部分でございまして、やはり子どもたちの勉強等に支障をきたさない形で進めてまいりましたので、3月31日までに工事の終了というわけにいかない状況でございまして、4月28日でこの事業については終了してございます。

○議 長

11番 南君

○11 番

6番の農林水産業費、3水産業費、南紀水産資源ブランド化流通促進事業に3,350万円ございますけれども、ちょっとお聞きするところによりますと、町外のコンサルといえますか県外になるかもわからんのですけども、そこに委託したとか聞いているんですけども、現実どうですか。4月以降どんなになっていますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この事業の進捗状況についてということで説明させていただきます。この事業を推進するにあたりましては、全体的な事業、促進事業の協議会を立ち上げまして、そこに町からまず委託してございます。その協議会のなかで業者選定、これは全国的に一般公募を行いました。一般公募を行いまして、プロポーザル形式でやったんですけど、大阪から1社のみでござい

ました。その1社を協議会でヒアリングをかけさせていただきまして、なるほどここだったらということで現在その業者に発注しているところでございます。実際、今度協議会というのが、構成メンバーとしまして、観光協会、旅館組合の経済団体、それから漁協、近畿大学というところにも入っていただきまして、いろんな意見を伺いながら進めているわけなんですけども、今度7月4日に開催させていただきまして、業者に説明を受けて実際の事業をどのようにしていくかというのを決めていきたいということで取り組んでいるところでございます。

○議 長
11番 南君

○11 番
そしたら、1社で発注した金額はおいくらなんですか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

こちらのほうは安くということではなくて、国の交付金でございますので、協議会のなかでは2,400万円の金額でどんなことができるかということで公募させていただいてございます。それで、2,400万円の提案をいただくのですが、最終的には金額的な精算も行ってということになってまいるかと思えます。発注させていただいたのは2,400万円でございます。

○議 長
11番 南君

○11 番
そしたら、3,350万円のうち、2,400万円がほとんどそちらのほうで、実際の活動というのはそんなにできないわけですね。実際流通のブランド化の事業というのは、いわゆるほとんどがコンサル料ですね、これだったら。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

コンサルといいますか、その業者のほうですべて、例えば、販売促進事業、それから流通系の調査、そういったものすべてコンサル会社のほうがやっただくようになってございます。ですから、単純にコンサルでご意見をいただくということでなしに、すべての事業を実施していただく契約になってございます。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。
報告第7号は以上です。

○議 長

日程第6 報告第8号 平成27年度白浜町水道事業継続費繰越についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第8号は以上です。

(7) 日程第7 議案第63号 土地の処分についての議決の変更について

○議 長

日程第7 議案第63号 土地の処分についての議決の変更についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

3番 古久保君

○3 番

この議案の提案の仕方、全員協議会、議員懇談会の席でも要望いたしました。変更、最初に8, 100万円という予算を組みながら、今回変更後3, 600万円と、大体4, 500万円近い減というふうな議案の提出の仕方なんです。それでこの項目だけ見れば、町民の方はこれで理解できるかなということで疑問を持ちまして、当局側に質問させていただきました。これについてはきちんとした資料に基づいて、算定方法、いろんなことについて現場の状況、現地の状況を踏まえて、どういう意向で、考えでこういう金額になってきたかという説明が私は必要でないかという形で質問させていただきました。そのときには答弁いただきましたが、今回本議会でするので、その辺のところ行政側の姿勢をきちんと説明していただきたいと思います。

○議 長

一般的な取り組み姿勢ということによろしいですか。

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

この中官有地につきましては、過去からさまざまなご議論をいただいているところでございます。考え方につきましては、私、補足説明でご説明申し上げましたが、今回払い下げしようとする土地に対します隣接の土地が当時知ったときは四千百いくらという看板の中で落札があったというところで、我々も国の一般公募による売却地であるので、価格が確定したということをもって、地元の方々とご協議をして、当然A地点という基準値の直接隣接でございまして、そちらの基準値の価格を4, 100円とし、ほかは以前に示させていただいた比率をもってB地点、C地点価格を定めてお話をさせていただいたところでございます。

そうしたなかで、中区长様から再考を求める要望書だったり、議会にも請願が出されたと

承知してございます。その請願審査のなかにおきましても、我々当局に対しまして、価格設定の中身について、少し売却があったからということではなかなか理解を得られない部分もありますし、我々としましても、もう少しこの4, 100円というものがどういう形で出てきたのかという部分についても精査をさせていただきます、国であったり、国の土地を鑑定された鑑定士さん、また我々がいつもお願いしております田辺の鑑定士さん、そうした方々に質問といいますか、我々からすれば調査ということで、いろんなご指導であったりお答えをいただいて、価格については適正であると判断したのと、あと補正をかけるときの広大地に関するかけ方もあるということで、我々も広大地に関するその指標をもって一旦積算してみますと、やはり4, 100円という価格がその範囲の中に入ってきて逸脱したものでないということが第一点。

もうひとつにつきましては、話をするなかで国が町に払い下げしていただけると想定される鑑定評価額について町が知ることができたということから、この鑑定評価額をもって逆算していきますと、我々が売却しようとする、今回変更しておる3, 606万6, 010円の価格とどれくらい差が出るのかという試算をさせていただきました。これにつきましては、平均価格ですので、いろいろ斟酌すれば変わってくるかもわかりませんが、大きくかけ離れない。逆に言うと、近似値という数字が出てきてますので、今回変更する基準値を4, 100円とする土地の売却に関しましては、国から町へ払い下げられようとしておったその価格が判明して、その価格をもって払い下げ対象者の皆様方に払い下げを進めていくと。

そもそも町がこの払い下げに取り組んだ一番大きな目的というのは環境整備であり、そこに住まわれている方、また利用されている方への払い下げということで町が取り組んだわけですから、国からいただけるであろうその価格と同等の価格ということが確実に指標として出てきたので、その価格でもって今まで交渉しておりますので、合意できている価格でもって再度議会の議決を求めたいということで提案させていただいたところでございます。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

今課長の説明、我々議会としては全員協議会でも本当に熱心に説明していただきました。今回なぜお聞きしたかという、本議会の席でそういう姿勢、行政側の姿勢、職員の姿勢、一生懸命取り組んでいただいているこの姿勢、私は心打ったわけなんです。

そのなかで私が要望したのは、この問題は地区の問題ではあるけども、町民全体の問題でもあるところから、そういう問題意識を持って円満に解決する方法を考えてくれという形で、議案として提案していただきたいというところで希望を申し上げたんですけども、職員の皆様方の姿勢と私個人的に議会人として判断する材料としてやっぱりいろいろまだまだ地区で問題が残っているな。古い歴史があることですから、問題があつて当たり前だと思います。今まで延びてきたのは問題があるから、こういう形で延びてきたんだろうと私は理解するんですけども、その辺をもう少し私は時間を置いて話し合うべきではないかなと。

そしてまた町長の姿勢として、私はその地区に飛び込んで皆様方のご意見をじかに自分の姿で見させていただいて、やはりその辺の対応を職員だけでなしに町長の姿勢、町長が行くことによって私は町民の皆様方の意向はなんぼか変わってくるだろうと思います。町長の姿勢によってかなり変わってくると思います。これは以前にも保呂の問題のときにおいても、私は

町長の姿勢というところを要望しました。これは首長になった限り避けて通れないんです。だからそこに飛び込んでいって皆様方と膝を突き合わせて話をさせていただく。それが今回まだちょっとまだ欠けているように私は判断しました。というのは、ここ2、3日の間にいろんな方々からの話を聞きました。私は今まであまりに地元の人と話をしたことがなかったんです。そういう形で話をしておりません。一議員としての判断しかしておりませんでした。だから今こういう結果が出てきたことによって地元の考え方が少しずつわかってきた。まだまだ足りないことがある。

ですから、今回の議会でなしに私は9月の議会あたりまでもう少し時間をいただいて、そのなかで地元ときちんとした話。これ議会も関係なしで放っておけないと思うんです。私は議員としてでも地元へ赴いて話を聞いてみたい。私はまだ地元へ行って話を聞いたことがないんです。当局側、町長の説明しか聞いておりません。そのなかでの判断です。そのなかでの判断では、私はもういい加減にこの問題は解決せなあかん。いたずらに引き延ばす問題ではないなと個人的な判断はしております。ですけども、これは広く町民の問題である、地区の問題でもあります。地区住民の総意がなかったらこの問題はあとあと遺恨を残します。だから、そういう意味でも町長の腹を地区の人へぶつけてもらって私は解決してほしいと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

昨日も議員懇談会を開かせていただきまして、議員の皆様には私の思いと、それから町の考え方をご説明申し上げたところでございます。今議会でご承認いただきたいということで議案になっておるわけですけども、やはり払い下げ対象者の方々の思い。これは私どもはできるだけ早く今の時代に少なくとも円満解決といいますか、早く解決をしてほしいという思いは、地元の方々の声は痛切なものがあると考えてございます。これは今までもずっと町当局として職員が何回も足を運んで、今回の金額の設定になっているわけですけども、私としましても払い下げ対象者の当事者の方々と早くこれを前に進めるために25年6月の議決の重みはわかっております。しかしながら、ここへ来てこれ以上延ばすということはなかなか難しい、解決には至らないのではないかとということで、今回新しく少し見直しをしまして、価格の設定は妥当である、適切であるということで、今回再度前の議会で撤回して、6月の議会が一番タイミング的にこの時期しかないだろうということで私はお願いしているわけでございます。

もちろん、中全体の問題という形で押さえる方もいらっしゃるでしょうけど、今回の問題はもちろんいろんなほかにも課題はあるかと思えますけれども、今まで経緯を調べてきまして、この払い下げ対象者の方々のほとんどの方々に今ご同意をいただいて、今までの協議のなかでほぼ価格についてはご同意いただいている、問題がないということで協議を進めてまいりましたので、このタイミングを逃して先延ばしするということは私は町の不利益になるのではと考えてございます。ほかにもまだ課題があるのであれば、それは要望をいただいている部分もありますけれども、中区の一部の方々から要望をいただいておりますけれども、それはそれでやはり丁寧にこれからも回答していきたいと思っております。

いずれにしても、今回の案件につきましては、議会の皆様にはなかなかご理解いただい

いない部分が多々ございますけれども、やはりここは今までずっと一方的に町が進めてきたわけではなく、当事者の払い下げ関係者の方々とは丁寧に慎重に協議を重ねて今までやってまいりました。そういう意味では、これ以上このことにつきまして、私も町政を預かって5年目になりますので、1期目の24年の頃から私は関わってございます。そのなかで25年6月の議決については本当に申し訳なかったと思っております。反省も多々しております。そのなかで議会軽視といわれていることもございますけれども、そうではなくて、なんとか皆様方のお力添えをいただいて、町民の皆様のご理解をいただけるタイミングを見計らって今回の上程になってございますので、なにとぞ短い期間ではございましたけれども、説明の趣旨が十分皆様方にくんでいただいたかどうかはわかりません。しかしながら、今回の議会のなかで全員協議会、議員懇談会を最終的な局面で開かせていただいて、ご説明してきたつもりでございます。

ですので、なんとか今の時期に決着を図れるように。その後のことについてももちろんこれで終わりではございません。議決をいただければこれがスタートになるわけです。これからの作業といいますか、まだまだやらなければいけないことは多々ございます。これは中の皆様方にも当事者の払い下げ対象者の方のみならず、今後疑問や不信感とかそういったものがあれば、私も先頭に立って中の皆様方にご説明を申し上げていきたいと思っております。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

町長、誤解しないでくださいよ。今述べさせてもらったのは職員の皆様方が議員のほうには懇切丁寧に説明された。議会の対応も町長がされたと答弁されました。私たちは議会の対応は職員の皆様方がやっているようにしか見えなかった。町長は説明していただいたけども、その心が通じない。やっぱりそのへんのところは地元住民の方々にも通じてないんです。一部の人にだけ通じて、ほかたくさんの人に通じてなかったら総意でないんです。ですから、そのへんのところをもう少し努力していただいて、私は取り組んでいただかなければ、5年目になるということでもありますけれども、5年目までと私は思います。そのへんのところ、この議題が出てからいろいろと私はこの歴史を勉強していませんでした。申し訳なかったですけども流れも知りませんでした。住民の意向も知りませんでした。地区にも入っておりませんので、地区の人の思いも全然私はわかっておりません。当局からの説明だけで判断してました。ですけども、これは放っておけないのは私は地区の人の考え方をある程度聞いてから判断したいと思えます。

この後も反対の方々の議会で議決されたあと、個人的な行政との約束を交わされた方がおられます。25年6月議会で議決されたこの案件について、お一人でありますけどもこの方がその流れに乗ってやっておられるんです。それがスタートされてこの方がこういう契約を町長と交わしている。平成25年7月に交わしているんです。6月議会が終わって可決されたあとに交わしているんです。こういう案件が出てくること自体が議会の軽視しているとしかたられないんです。だから、そういうところをきちんと説明していただかなければ、事前に本議会前に全員協議会をして、議員懇談会もしているんです。そのときにこの資料が出てきていないというこの大きな責任。私はこれ行政側で判断したんかしらん。出すべきものでないと判断したんかしれんけども、我々議会人としてはこういう資料に基づいて判断をする

んです。町民の目線でものを考えて判断するんです。しなければならぬんです。そのため、こういうものが出てくるということは私は今回の議案については、職員の姿勢からすれば賛成です。ですけども、こういうごたごたがあるということになれば反対せざるを得ないということで、私はここで判断するわけではないんですけども、あと反対討論もしたいなと思っております。反対討論もしたいなと。9月までは延びたいなという形でさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

古久保議員が今おっしゃられたようなことが私も概ね感じるところでございます。この問題は1足す1が2であるような、求められる案件でないなと感じておるなかで、議決、52号は25年に行われたんですけども、その後地価が下がってきた。だからそれに対しての解釈というのは拡大土地の解釈、掛け率の解釈というのは私はそれはそれでいいのかなと思っ

ているんです。しかしながら、これは議会で当区の区長さんから、これは区全体でとらまえてくれという請願が上ってきて議会で一部採択しました。私どもは区全体でもんでくれているもんかなというふうには思っておったんですが、ここへきて、また区長さんから要望書が上がってきた。この中身を読みますと、何を言いたいのかなとちょっとわからないところも多々あるんです。しかしながら、反対だという意見が書かれておりました。これは、やはり土地の譲渡の問題については皆様方が納得したなかであるべきかなと。と申しますのは、私は推測するわけなんですけど、ある方も話をしたら、値段が安くなると自分の土地も安くなるんちがうかと思

ってられる方もおると。私はそうではないと思うんですよ。実勢価格があるんだから、仮に従来からの問題があつて、こういう問題の土地は別問題だという認識のなかで、別の実勢価格というのがあると言うても、ほかの周りの区民の方々はその値段に自分ところの土地も左右されるのちがうかと思

○議 長

ってられるんやともちょっとお聞きをいたしました。そんななかで、強引に町が拡大解釈してこの値段が出たと。国もこういう値段で売っているじゃないかということもわかるんですが、ここはひとつ区民の皆様方に詳しく説明をして、そしてある程度の納得というものを取りつけた上で、円満に解決した上でこういう売却行為があつてもいいんじゃないかと。ちょっと反対されている方の何が反対なのかというのが私もちょっとわかりにくいところがあるんですが、今後またこの議会でなくても、今までの経緯のなかで何十年とこういう問題を待っておられた方には申し訳ございませんけれども、ここ3カ月、半年延ばしたところでこれはいいのではないかと。もっと区民の融和を図ったようなきちんとした情報、話し合いのもとにこの事業が行われることを切に希望するものです。

○議 長

○11 番

議員は念願の官有地の払い下げに関して決して反対はしていないんです。25年のときも

全会一致で払い下げに同意しているんですね。

そしてもう一点、町長がある関係者のところに出された公文書に、国の公示価格が特殊物件であると。それに対しても我々議会としても一定の評価をしているんです、当時は。その文書のことを町長これからはどうするんですか。その点お聞きしたいんですけども。前回の文書を否定するわけですよね。

○議 長

平成25年6月議会での議決の内容についてをおっしゃっているんですか。違うんですか。

11番 南君

○11 番

国の公示価格が下がってきたでしょう。だけど、町長はこれはあくまでも特殊物件であるということを公文書で回答してますね。そのことについてお聞きしているんです。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

この関係につきましては、地元の皆様方にご説明した役員会があったと思いますが、そのなかでもこの文書に対して町の考え方についてさまざまなご意見であったり、またその考え方では町の払い下げに応じることができないという結果になったのが実際のお話でございます。ですから、議決をいただきながら地元にご説明申し上げ、この価格でご協力をいただきたいというなかで、当初の払い下げの委員会の関係者の皆様方からその価格で応じられないということになったことから、今回さまざまな条件を見直して、今回の見直しで提案をさせていただいているということでございます。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

南議員からもお話がございましたように、私どもは平成25年6月議会で全会一致で議決したところであります。そうしたなかにおいて、今南議員が言われているように、議決した内容について町当局に抗議文が出てきて、その後その内容を返答したのが今言われていた公文書だったように思います。私はそれはそれでいいと思いますし、全員協議会のなかでも謝罪があったように思うんですよ。私も今までの書類をこのあいだから読んでいました。そのなかで議決後、官地払い下げ委員会が解散した後、居住地対策委員会が発足されましたね。その後価格の交渉はしてないと全員協議会で何回も言われてましたよ。それは私も聞いております。しかしながら、積年の課題を解決していくためには、借地とかいろいろの問題を解決していくためには、この価格設定をしなければ居住地の対策委員会の方々、積年の課題でもあります。土地の上に家が建っている人もいますし、高齢の方もいますし、早く解決してほしい気持ちは痛いほどわかります。しかしながら、私ども思うのは、その経過のなかで選挙もありました。平成25年6月議会から空白期間がありました。そのなかで、中の居住地対策委員会との交渉において今どのような交渉をしているのか。

それと、今この問題については、25年6月に議決されているけれども、この価格交渉に踏み切らざるを得んのだという議会説明がありましたか。議会軽視も甚だしい。私は25年6月議会にいろいろの問題について説明しましたよ。これはインターネットでも配信されて

おりますからすべてわかっていると思うんですけども、その過程、過程での議会に対する報告が一旦議決した内容であるのになぜ報告ができなかったのか。その点について私は今までの全員協議会のなかでその内容について謝罪も何もなかったし、議会の皆さんには一旦議決した後、いろいろのことで担当課長からも副町長、町長から謝罪はありましたよ、謝罪はありましたけど、経過をきちんと報告していかなからこういうことになるんですよ。やはり町の取り組み姿勢というのが私は問題であったと思うんです。その点について考え方を町長から聞かせていただけますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

今楠本議員から今までの取り組みについてまだまだ町が十分町民の皆さん、議員の皆さんに報告していなかったというご意見だと思いますけれども、私も今までずっと払い下げについて平成25年6月の議決後、経緯を読んでいまして、27年1月下旬に近畿財務局が実施した入札におきまして、国有地がようやく隣接地ですけども落札したとありました。27年1月下旬からようやく物件が動いたことによって、我々もこれはひとつの結果だということで、ずっと協議をしてまいりました。そのなかで検討会もしましたし、担当課も含めて何回も庁内検討会議をやっております。それをもろろん議会の皆様方に下ろしております。これは下ろすというより、まず地元の払い下げ対象者の方々との協議がありましたので、その間27年1月の終わりから28年の今回の議会ごとに、去年の12月議会、今年の3月議会ではその方向性といいますか、ある程度こんな要望が出ているということで、中区長からの要望、それから払い下げ委員会からの要望書の提出もありましたので、そういうことを踏まえた上で、今年28年になってからも請願の審査報告を受けて、また28年3月から5月にかけては国をお願いをして、価格の決め方とか今回の4,100円になったことがある程度整合性があるのかどうかということで調べてまいりました。それがようやく最終的な事実としてわかってきたのが5月下旬だったものですから、これが新しい処分する土地に対しての土地の価格の算定方法を見直したために、処分の価格を今回は減額して提出させていただいているわけでございます。

ですから、たしかに議員がおっしゃるように、時間的にももっと議員の皆様とともにつぶさにいろんなことを相談して、もっと全員協議会の回数を増やすとか協議の場を設けるべきだったという言われたらそれまでですけども、そのことはできなかったのは私も含めて町当局としては一定の反省はさせていただきます。謝罪もさせていただきますけれども、それ以外に同時に今考えていただきたいのは、もちろん町民の皆様の方々にご同意いただけるのが一番理想でございますけれども、私はやはり払い下げ対象者の方が今回は一番当事者でございますので、払い下げ対象者の方々とのコンセンサス、同意、総意ができていなかったらこれは提案しても無理ですから、まずはそこに重きを置いて、そして結果の報告になりますけれども、それを議員の皆様全員協議会等を通じて今までご報告してきた。たしかに後手後手に回った部分がございますけれども、そのあたりはご理解いただきたいと思っております。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

町長の言われることはわかりますけれども、やはりその居住地対策委員会の方々だけが対象者であるという認識が我々議員とずれているんですよ。国から譲与を受けたんでしょう。その時点で町有地なんですよ。私はその基本的な考え方は今も当局とは違います。歴史的な経過については私も全員協議会で言いましたから言いませんけども、その関係において中地区居住地対策委員会の方々と積極的にやってくれたことは評価します。それを今後この部分については値段の交渉に入りますよという議会報告がなぜできなかったんですかとそこを私は聞いているんです。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

12月に議案を出させていただいたと思うんですが、そのときにはじめて価格を決めたとか、交渉に入るとか、おそらく全員協議会で副町長のほうからも見直しの部分についてはいくらとは言っていないんですが、そういうことも含めてやっていかなあかんというのはご説明させていただいておと思います。ですから、突如としてというのはないんですが、ただ価格交渉に入る前、町は交渉はしてないんですが、町が価格を定めて相手方に理解を求めると。交渉というのは価格を上げろ下げろの話になります。そういうことではなくて、我々は近傍地の土地が確定したので、要望書には当然はたの土地がこういう形で売却されておるのに、なぜ私どもは積年の課題があるのにそれより高く買わなくてはならないのかというのが25年6月21日の文書にあったと思います。そういう思いも当然我々も持ってますので、価格は確定したということであれば、この価格でもって皆さん払い下げに応じていただけるんですねということで協議に入ったというのがあります。そこで皆さんに理解をいただく前に議会にそういう考え方を示していないというのはおっしゃられるとおりでございます。

私のほうも25年6月20日に議決をいただいて、町長が文書を出して、班長会議に行つて、そのなかでその価格では応じることができない。これは当初の払い下げ委員会の総意と申しますか、そういう形になってございます。委員会としてはそれで話はできんというなかで、今後個々にご説明申し上げると。委員会としても今後は個々に行きなさいと。我々委員会としてはこの話には乗りませんよということであれば、当然その価格では応じないというのが個人にお持ちだというのはわかっておりますから、価格交渉というのはしていないというのはそのとおりでございまして、価格交渉はずっとしていないんです。それは25年の最終に町が開いた説明会のなかで出されたのは、町は少し考え方が違うと。というのは、今回価格のお話は当然価格の話であって、価格は応じられんけども、問題はそれじゃないんだと。いつまで買わなあかんのか、例えば貸してくれるのか。農地になっているけどあなた方農業委員会と相談して木を切れと申しましたよね。そういう部分については木を切っていない人はどうなるのかとか。例えば町有地になったとき小屋を撤去しなさいということで町は申し上げました。それを素直に聞いて撤去された方もいらっしゃいますけれども、そしたら撤去されていない方もいらっしゃる。この人らの撤去については買わない、借りないとなったら町はいつまでにその期限を設けるのかとかそうした部分についてのいろんな疑問がまだまだあると。価格もあるんだけど、そうじゃなくて価格が決まったらこういういろんな問題が出てくるという部分が総会のなかで今度個々に来るときには、そこらもちゃんと町で精査し

た上で話をしてほしいよというお話だったんです。そうしたなかで居住地の委員会が立ち上がったのは、個々に来られてもわからん人もおるし、ひとりずつ話が違うとなってもおかしいので、それについては組織を立ち上げるのでその部分についてもちゃんと説明してほしいよということでその部分をやってきたので、その間価格の話はしてないんです。

というのはあの土地については、価格がまだ下落が続いておったということで、落札された、価格が動かないとなったことから、当初に解散に及ぶまで価格の乖離があったものですから、やはり価格を見直さないと最後の部分、本来なら前に詰めておかなければあかん部分が、25年のときには価格が先に走ってしまって詰んでなかったと。今回はある程度前に詰めておかなあかん部分を詰めて、最終の価格の協議に入ったということです。

ただ、議会に対しまして価格4,100円で相手方に説明しますよというのを事前に説明していませんでした。それは反省するところであるんですが、ただそしたら、4,100円でもし相手方60人の方々と協議が整わなかったとすれば、また価格を変動してでもいくのか、そのままいくのかということもありますので、当然我々としましては楠本議員から当時25年にこの価格で大丈夫なのかと、ほかの議員からも言われておると私は聞いています。実際、議決をいただいてこれで本当に払い下げが進むのかと。本当に大丈夫なのかという各議員からのご指摘といたしますか、ご指導をいただきながら議決をいただいておりますのに、なぜこうなるのか。だから、最初からそういう話を私としてはやっているじゃないかと。当時ご協力いただいた議員はそう思われていると思います。そこらへんが今回私を含め町に反省がないという部分についてご指摘をいただいているんだらうかと反省してございます。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

総務課長の答弁は何回も聞いていますし、よくわかっています。そして努力もしてくれたということもよくわかっています。ただ、価格交渉はしていないんですけども、最後の段階で価格に踏みこまなんだら物事が進まんということだったと思うんです。その時点で議会議決を覆して変更していくんですから、やはり議会にも報告をしてもらわなんだら。だからここに問題があるん違うかなと、朝4時に目が覚めたからずっと見ました。そこがやはり担当課、課長も副町長も一生懸命やってくれやることはわかるんですよ。払い下げに反対も何もしていないんです。そのプロセスがなんか間違っている。積年の課題を60年も70年近くかかったこの話を一気に持っていきこうとしたところに無理があると私はそう思っているんです。私は当局の幹部の皆さんにも提案しましたがけれども、ワンクッション置けと言うても出してきたわけでしょう。なんでそんなに急ぐんだと私は思うんです。

居住地の皆さん方の心痛もよくわかりますし断腸の思いですけど、こういう大事なことは、白浜町のこれからの土地行政に大きく関わることなんです。そこを当局は肝に銘じてほしいとそのように思います。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

今楠本議員が言われてること、また課長が答弁されていること、本当に何回も私も一般質問でもさせていただきましてお聞きしております。その点についてはもうごたごた過去の

ことは言いたくありません。今現在、この議案について検討するために、可決するために一応私は検討しているんですけども、そのあと、先ほど言いましたこの25年6月にこういう土地売買予約契約書というのを当局側が結んでおられます。これは可決したあとです。あの議案に基づいて契約されているんです。この方はここに予約金、契約金を保証金として46万円お支払いしています。契約書に載っています。そしてまた、借地料として6,938円ほど載っている。そういう事実があとから出てきているということは、私は今まで議会のなかでこういうものは知っておりません。ですから、やっぱりこういう結果がこの状況に出てくる。今日、朝飛び込んで来たんです、これ。だから、内容については私は全然知らなかったです。だから、今そういう現状にあるわけやね。今楠本議員が言われたように、早急に今結論を出すべき問題ではないな。せめて9月の議会までにきちんとこういう話も煮詰めて、議会にも隔々まで知れるように。私新人ですから流れ知らないんです。そこにも懇切丁寧にわかるように。新人の議員にこんなものが飛び込んでくること自体が私は解決できてない。だから、その辺のところをよく考えていただきたいと思います。

○議 長

6番 水上君

○6 番

私も質問させていただきます。先ほど来、議員のなかでも払い下げについて議会は反対しているものではないです。今回6月14日に上程された議案について急遽全員協議会であるとか、昨日の議員懇談会、議会も最大限譲歩して、異例中の異例ということで審議してきました。私も今の今までもし採決になったときにはどうしようとそこらへんまで悶々としております。

ただ少し皆さんがおっしゃられたように、今までの議会説明ということで、総務文教厚生常任委員会の一部採択の報告をしても何ら当局側からの動きもないし、それに対応してどうであったかということも聞けてない。それで、今回唐突に出てきたという印象があります。昨年12月それと3月、これを上程したいということで聞いてはきましたけれども、もっと審議したなかでということを私も申し上げました。

それと、先ほど総務課長がおっしゃりましたけれども、価格の4,100円を出した説明ですが、6月21日にそれでは高いからという要望書が出てきたので審議したという説明だったんですが、議会で6月20日に議決して、その後そういう要望が出てきたんですけども、9月に当局が理不尽な価格ではないんだという回答をしますよね。やはりそれがあるので、今なぜ6月21日に価格がなぜ高いというような要望書という文面を引用して説明責任になるのかなと答弁聞きながら思いました。

それで今までいろいろ私たちも説明を聞いたなかで、私は現時点での再鑑定をされてはどうかと意見を言わせていただきました。そのときに一度鑑定している価格を鑑定士が再鑑定というのは応じない、嫌がるんだという説明を受けましたけれども、調べてみました。私も町内の方にそういう意見をいただいております。やはり関心事でありますので、現時点での再鑑定をして、それで説明していただいたら納得できるよという意見の方が多いですね。このあいだ総務課長は再鑑定したら地価も下落してるのもっと下がりますよと。いいじゃないですか、私はそれでいいと思うんですね。現状で説明を果たしていただけたら、私も住民の方に説明できます。再鑑定のことですが、鑑定について調べてみました。鑑定評価書の

必要記載の事項のひとつに価格時点というのがあり、いつ時点の価格を求めたというのが大変重要な項目で、不動産鑑定評価基準では対象不動産、価格時点、価格又は賃料の種類を対象不動産の確定する上での必須事項としていて、不動産の価格は常に動いているので、経済情勢、社会情勢そして新たな不動産に関わる法律の立法や改正なども大きく影響し、鑑定評価書が発行されてすぐに売買契約を締結すれば問題ないけれども、いろいろな条件の調整で3カ月が経過してしまった場合などは適正価格も動いてしまっていると考えられるので、激しい地価の上昇期や下落期でない限り、鑑定価格での売買は一年以上経過してしまった場合、一般的には再鑑定が必要となると考えられている。不動産鑑定士の鑑定評価額は変動するということですが、国家資格を持った方が鑑定するのでから、現時点では私は再鑑定をしていただいて、それも先ほど来議員のなかでもいろいろありましたけれども、議会ももう少し時間をかけたなかでそういう説明も聞きながら判断したいなと思います。

それから、この7月1日ですけども、国税庁が路線価を発表して9月中旬には地方自治体が基準地価、公示地価という意味合いで発表すると聞いています。土地価格の動向の指標として、公示地価というのは参考になるかと思いますが、適正な地価の形成に寄与するということで、この時点の鑑定評価も2人以上の不動産鑑定士が別々に行い、その結果を調整した上で価格が決定されると聞いております。以前25年5月に鑑定していただいて、金額が15,100円出ていましたけれども、払い下げ基準価格を基準にして当局側が価格設定しておりますね。それで議会議決したわけです。それで説明を受けてきたわけです。今の段階ではそういうことで、私は再鑑定していただいたら説明責任が果たせるのではないかと思います。先ほど来、議員のなかでは意見がありました。反対するものではないんです。本当に先ほど来、早い解決がしたいと町長が言っておられますけれども、このことについて町有財産でございますので、町民の関心事であります。楠本議員が言われました当局と対象者だけの話ではないと思いますので、そこらへんについて意見申し上げます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

再鑑定という部分につきましては、全員協議会で申しあげましたように、同じような鑑定はできないというお答えをいただいております。再鑑定という部分については別の形でという話であれば可能なのかもわかりません。

ただ、議員からも今ありましたように確かに不動産というのは時間がたてば価格というのが増減します。特に私が申しあげましたように、現在下落傾向にございますので、時間がたてば価格は下落していくであろうと。前からも申しあげていますように、当初よりは下落する要因が増えておると、特に中地区については、先ほど議員から3カ月たてば再度見直すべきだというお話になってくるんですが、私どもは実際58人の方と価格の交渉といたしますか、価格を提示して売買契約をするということになります。昨日も申しあげましたが、議決をいただいた価格のものの考え方でお話をしなければならぬと思っておりますので、3カ月たつと議決をいただいても自由に変えられるという話にはならないと。交渉というのは相手方五十何人となりますと、ひとりに対して何回も行くこととなります。60人が60人とも価格について契約にいたる段階においては、3カ月、もしかしたら6カ月、もしかしたら貸していただいて、例えば2年後に買いたいとなったら2年という話になってくると、

その人ごとに価格設定をしなければならないという議論になってくるわけです。議員が今おっしゃられた話を正論的にいくとですね。でなくて、我々はやはり合意いただいている価格が現時点においても差異のない価格であるのでこの価格でいただいて、3カ月後になって価格が下がったから下がりましたという話になってくるとは考えておりませんので、その再鑑定というのが実質可能なかどうかも含めて答弁の仕方のないところでございます。

○議 長

6番 水上君

○6 番

3カ月にひっかからないでくださいよ。例えばそれが目安であると。これ私は司法書士の先生にも相談して聞きました。どういう見解で。これ私たちも大変重く受け止めていて、議会も大変なんですよということで、この土地の扱いについてですね。再鑑定というのも今言いましたけども、そういう事例もあって1年以内であれば、それで変動がなければそれで交渉ができる。今課長が言うみたいに3カ月で6カ月かかる人も1年かかる人もおるんだから、価格がどんどん下がっていったら変わるでしょうと、そんな話でないんですね。そこはやっぱり、もし再鑑定の価格が出たらそこは対象者の方との話し合いは当局側がこの価格でとすればいいのではないですか。

今も4, 100円のという価格が出ておりますし、ある一定の説明は聞いておりますけれども、先ほど楠本議員が言われましたけれども、そこへ行くまでに議会に説明がなくて、何ですか地元では同意書が集まっているということも聞きましたから、それを聞かせてほしかったと。そういう説明も聞かせてほしい。そのなかで議会も一緒に考えていきかけたんですが、どんどん話が進んでしまって、地元の対象者の皆さん方の気持ちはわかりますが、議会議決は重い。私たちは議会人ですから、議会議決は重いとそうとらえています。今の時点でも25年6月の議会議決のとおりに思っておりますけれども、それで今回変更が出たわけですけども、その質疑をしているわけでしょう。そこで課長の4, 100円の定義づけというか広大地の解釈というのが今回出てきたわけです。広大地の解釈というののもうどうなのかという話もあります。というのはそのなかに民地も入ってますよね。そういう解釈についてももっと時間をかけて議会のほうはもうちょっと審議してからでもいいんじゃないかと。反対するものではありませんけれども、今後私たちも住民の方に聞かれたときにちゃんと説明責任を果たせるようなそういう議論をしてからということで私は思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員おっしゃるのも重々わかります。ただ私どもとしましてはこういった土地につきましては一般の払い下げと違う形の案件であると思っております。鑑定評価を基について、それでなければ売却ができないという話ではないと私はないと思っています。

というのは、過去にどういった状況があるのかというのは私は調べてございます。中浜と同じような浜は白浜町にもいくつもあるんじゃないのかと。同じような条件で同じような払い下げが積年の課題であると。中だけが松林のなかに小屋や建物を建ててということではないであろうと。私が見ているのは私の地元の椿のなかでも家を建てて、昔は干物をつくってそこに孫が家を建てたいという条件のなかでいろいろ侃侃諤諤やって、なかなか建て

させてくれんということもありました。当然日置の志原のほうにもそうした条件があります。積年の白浜町、旧日置川町の取り組みについても調べてございます。そうしたときにも鑑定評価に基づいて、はい、売りますよ、買しましょうという話ではありません。特にそのときには町が価格設定して申し上げてその価格ではという話で配慮している部分があります。そのときの考え方については鑑定は入ってませんが、普通の取引価格の半額という形で取引されているのがあります。そうしたことから、全体的なこれまで使用されておる方、今も使用されておりますけれども、そうした方々の思いに応えるにはそういう配慮というのはしていくべきだと私は思っていますので、鑑定価格は確かにひとつの指標としては非常に大事なんですけどもそこを斟酌してどこで話をまとめていくかということになるろうかと思えます。

ですから、今回は地元の皆さんと合意のできている価格でお願いしたいということであって、これが例えば鑑定価格が出て、私は鑑定士でないので、そしたら今いくらと言われたら言えませんが、ただ今まで申し上げているように、国が鑑定した価格の考え方で算定していきますと要因が多いですから下がる可能性は大ですよ。しかしながら、それがすべてなんでしようかとそこもあるんですね。相手方と合意ができなかったらそれはそれで問題が出てくるのではないでしょうと。25年9月にも町の考え方で価格を定めたんです。相手方と話をして交渉が決裂したということです。今回も鑑定価格を入れて町の考え方で価格を決めた。相手方と決裂したらまた話が変わってくるということになりますので、今回の事案は町が一般的に売り払うときは鑑定評価を入れてこれで買わんのだったらいいですよ。これが町が払い下げするときの一般的な考え方。要らんのだったらいいじゃないですかと。町民の財産なんで安く売る必要はないでしょうとなるんですが、今回の場合は、事が大きく違う案件だと思ってございますので、これは地元の払い下げを対象とする皆様方と合意のできている価格で払い下げを進めさせていただきたいと、これが提案の理由です。

○議 長

11番 南君

○11 番

なぜこんなにいろんな意見が出てくるか。それは議会の議決した9,000円というのと今課長がおっしゃいましたように地元の方が4,100円でほぼその値段で合意できているギャップがあるんですよ。今回なぜギャップが埋まってないのに唐突ということはないけども、それも解決せずに出てきたから、いろいろ議員からも異論というか、それでは困るという。ギャップも埋まってないのにという意見だと思います。だから、今回まだギャップが、多少なりとも解決してからのほうがいいのではないですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ギャップといいますか議決をいただいて今回変更させていただくというその価格のギャップ、当然価格差があるんですけども、その根底の考え方、鑑定評価から6割を掛けてというのが前回説明させていただいたと思うんです。それは、町にあった財産を一般的に売り払うときにどういう形でいくのかという鑑定評価を入れてございます。そうしたときの価格に借地権相当割合という60パーセント、40パーセント減額で掛けて、地元で配慮したという町の一方的な考え方かもわかりませんが、そういう形で議決をいただいているというこ

とです。

今回は鑑定評価でなくて、4, 100円という実際に国が一般公募で売却した実際の価格があるということと、それだけでは説明責任が果たせないというなかで、調査をさせていただいた上で、町が最初に鑑定した価格から補正の掛けられていないのを補正を掛けてはどうだろうかという話になって、掛けてみてもそれほど斟酌ないですということ。

もうひとつは、国が別の形で同じ土地を鑑定しているわけです。まったくの同じ土地を鑑定しておりまして、それは国が町へ譲渡しよう、売り払おうとしたときの考え方でございます。同じ土地、2つの鑑定評価があるわけですね。そしたら、町は今回の課題につきましては、町は国からいただけるであったであろうお金で皆さんに売却するという考え方を改めてもらったということなんです。

最初もそうだったんです。一番最初もこの価格がわかっておれば、払い下げの細かい評価はしますけども、おおもとのA地点の評価、B地点の評価というのもそれに合わせて物事を考えていくはずなんです。しかしそれがわからなかったという状況で、町が払い下げるほうの鑑定は入れましたけれども、町がそしたらそれをいくらで取得して払い下げるのなど。例えば1万円でもらったものを2万円で売るのか。根底のものが無償譲渡という形でいただけなので、この価格が知り得なかったですから、皆さんに国から直接くれるのであればこうですよという説明ができなかったのが現状なんです。それが、今になってやっとわかったという形のなかで、そしたら国からいただけるであつたらう価格相当額で皆さんに払い下げをさせていただく。その価格についてはもともと合意している価格でしょうということで、鑑定評価のあり方というのはそれぞれ違いはあるんだろうなと思ってございます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

先ほどから皆さん質問されているわけですが、当局の議会に対する取り組み方に私は問題もあると思うわけです。ひとつは、25年の52号議案が可決されているわけです。その可決された後、今回の上程においてでも、経緯も何もしないに上程されているわけです。

と申しますのは、可決された後に中官有地の払い下げに係る請願が上がってきているわけです。その請願は平成27年11月30日に紹介議員2人をもって提出されたわけです。議会運営委員会で協議され、それが平成27年12月8日に総務文教厚生常任委員会に付託されたわけです。そこで何回となく協議したわけです。協議したのは10回ほどの委員会と7回ほどの協議会をもったわけです。その結果、一部採択という形で委員長報告を当時私は委員長だったものですから、本議会で報告をさせていただいたわけです。本議会はそれを可決されたわけです。その内容については、先ほどから質問されている質問であって、もうちょっと地元ときちんとしたなかでしたらどうなという議会の可決なんです。その可決についての対応されたことについて、何の話もしないに今回この議案が上がってきているわけです。町長は先ほどから説明していますけどと言いますが、その説明は議案が上がってきたあとの説明であって、事前の説明ではないわけです。上げたから賛成せえと我々はとれるんです。そういうものではないと。そのことはいたって議会軽視も甚だしいんじゃないかと思うわけです。そういうことを皆さんが思っているか思っていないか知りませんが、私は特に思うわけです。そういうことでもってきて、何も反対するわけでもないんですけども、もうちょっと

と当局も今までの経緯を説明し、そのなかで臨んできて、なおかつ納得できるような内容であれば、こういった質問も出ないと思うんです。だから、そのへんに当局の議会に対する考え方について少し考え直していただかなければならない問題があるのではないかと。

それから、内容について、価格設定についてなんですけども、委員会なり全員協議会なりで説明を受けているんで、またまたこんなところで質問となるんですけども、広範囲の土地についての加減率というのは昨日も議員懇談会で質問なり説明のような形をとらせていただきましたけれども、結局広大な土地については、分譲の場合は必ず道路がまた緑地帯、公園等が必要になるわけです。そのために加減率というのがいくらか下がって払い下げするという格好になっていると思うんです。今回この地域についてはそういう形の設定の中で加味されたようなんですけども、払い下げを受ける方においては個々に分譲というか区画が決まっているわけです。道路は別に設けられているわけです。そういうものにおいて加減面積をもって適応するというのはいかがなものかなと。もう少し協議をしてもらう必要があるのかなと私は思うわけです。そういったことから、そのへんについて先ほどの説明ですけども、討論のような形になるんですけども、今一度議会に対する対応について私はいかがなものかということについて求めます。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外 (副 町 長)

若干討論的なので、お答えできるところだけお答えいたしますけれども、そもそも請願が区長様から上がったのは事実でございます。その後、払い下げ対象者の方々から要望書が議長に提出されている。これは昨日お話をさせていただいたとおりです。これは私どもにとりましてはびっくりしたことでございます。区長名で請願が上がっているのに、なぜ同じ中区の払い下げ対象者の方々から要望書が上がってくるんでしょうかということについては私らは思ったわけです。そういうことがあるなかで、請願が一部採択ということで地元との調整という委員長報告をいただいておりますけども、できるような状況かどうかということについても我々は考えたわけなんですけども、なかなかそこへ行ってお話をして円満解決をなさいと委員長報告をされておりますが、難しい、困難であるという判断でそういうことができていなかった。ただ、議会軽視と言われれば、それが委員長報告をしているのになぜ行かないんなどなってきましたら、もちろんそうかもわかりませんが、その辺は事情をおくみとりいただきたいと思います。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

その説明をなぜできなかったのかということですか。なぜできなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外 (副 町 長)

請願審査のなかで私ども当局の意見を聞きたいということで呼んでいただいたなか、あるいは全員協議会のなかでもお話をさせていただいているように、なかなか一方へお話しに行っ

て、こちらの一方と合同でということは難しいということをおっしゃっていただいていたと思います。

額の変更についても25年6月に可決をいただいて、その後当時の委員長さんからこの価格では買えないということがあったなかで、その後私はこの立場になりましたけども、26年5月以降、全員協議会のなかではこういう結果が出ておりますので解決をしていくためには価格の変更を考えていかなければならないということをお話しさせていただいたということでございます。

○議 長
8番 三倉君

○8 番
私言っているのは、今回提案する前に副町長がおっしゃったことをこういうことの説明がほしかったということをおっしゃっている。以前のことよりも、今回提案する前に事前に。今聞いている話は聞いている話でよくわかりますよ。でもそれは説明なりもろもろがあと先逆じゃないのかということをおっしゃる議員も先ほどからの質問のなかであるんじゃないのかなと思うわけです。

○議 長
三倉議員からの意見という形にさせていただきたいと思っております。
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。
原案に対する反対討論はありますか。
8番 三倉君(登壇)

○8 番
反対討論を行います。
先ほど質問の中で討論じみた質問でありまして、内容が重複することをお許しください。
この案件にかかる中地区官有地の払い下げについて請願が平成27年11月30日紹介議員2名を持って提出され、議運で協議され、その結果、平成27年12月8日、総務文教厚生常任委員会に付託されました。総務文教厚生常任委員会では10回の委員会と7回の協議会を開催し、請願について採決をとりました。結果は一部採択という形で決定しました。このことについて平成28年3月18日、平成28年第1回定例会において、当時委員長でありました私が平成27年請願第1号 中地区官有地の払下げに係る請願書について、委員長報告を行いました。報告の後、議長から質疑と討論が求められましたがありませんでした。議長はこのあとうちが申されました。「討論を終結します。採決します。お諮りします。平成27年請願第1号についての委員長報告は一部採択です。委員長の報告のとおり一部採択することにご異議ございませんか。」議事録では括弧して「異議なしの声あり」と出ているわけですが。議長は「異議なしと認めます。従って、平成27年請願第1号 中地区官有地の払下げに係る請願書は一部採択することに決定しました。」ということであるわけですが、このように議会では請願の趣旨に一部採択したわけです。当局はその後、3月18日以降、この案件に対して、今回出ている案件なんですけども、このことが出るまでに、この内容について

で以前上がってきたのと同じ内容であるわけです。同じ内容であってもそれはいたし方ないことであるでしょうけども、その協議した内容について、我々に報告があるべきではないかと思うわけなんです、先ほども質問しましたけども。そういう質問がないままに、今回のこういう形で案件が上がってくること自体、先ほど申し上げましたけれども、議会軽視があるんじゃないかということを感じるわけであります。そういうことから、この提案について反対する理由のひとつでもあります。

今ひとつは金額についてなんです。それも先ほど質問しましたけども、広範囲にわたる土地の払い下げにおいては、加減率というのがありまして、先ほども申しましたように、道路であったり、それから緑地帯であったり、公園であったりというのは3割から4割の部分というか場所というか、地所が要するわけです。そういったことを含めた中で加減率というのが適用されていると私は解釈しているわけです。事実、宅地造成した場合にはそういうことがおこっているわけですね。今回の払い下げの対象地は2万3,000平米以上ありますけども、道路は一応ありますし、緑地帯等はないんですけども、そういう格好で個々に払い下げする対象の部分というのは広範囲であっても、広範囲でないことになろうと私は解釈するわけです。そういうことからしても、加減率の適用をして今の金額を出して、こういう案件に上がっているということについてはいささかどうかということで、もう少し協議する余地があるのではないかなと思うことから、反対することであります。

以上、反対討論です。

○議 長

原案に対する賛成討論はありますか。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

それでは、この議案に対して賛成討論をさせていただきます。

私は6月の今議会まで関係者、払い下げ地域の当事者としまして除斥議員として、この今までの議決には関わってきませんでした。しかし、今回、この払い下げ対象者を返上しまして、今回この議会からこの議決に関わることになりました。そこで、中地域に居住する者としまして、私はこの議案に賛成するというところで討論をさせていただきます。

皆さん今までの質問、あるいはこれまでのご意見、先輩議員につきましては、過去からのさまざまな事柄について、ご理解いただいております。先ほどの質問のなかでも、払い下げに反対するものでない、その証拠に3年前には私を除く全員、私もうれしかったですけども、賛成していただいておりますということであります。そうしたよくご存知の方に対して、今回もう一歩進んでなんとかこの議案、先ほども楠本議員がおっしゃられていましたけども、積年の課題、さかのぼればかなり、明治時代にさかのぼることであります。当局の説明につきましても、いろんな資料を調べながら答弁をされておりますけれども、議会軽視という話もほんまにそういう点というのは私自身も思うわけであります。

しかし、ほんまに今私自身このことを認識したのは昭和56年のこの問題の当時、何回目かの問題であります。やはり、そのときにうまいこといかなんだ、どうなっていくんやろう。当時のその払い下げの対象者の方も亡くなったり、例えば、農業倉庫にしておった人が離農したりしております。早く解決してほしい。そして、ご存知のように官地の上に家を建てておる方々、ほんまに早く解決していただきたい思いでいっぱいであったと思うわけでありま

す。

そういうなかで、一番困っておるのは当事者の方、そして当事者の方と一緒に町がよく考えて話をして解決をしていってほしいなということでもあります。今回、この3年前まで、私も実は官地払い下げの委員でありました。そのとき金額について決裂したその場におったものでもあります。どうなっていくのかなという思いもありましたけれども、さまざまな努力の中で、この標準値の価格が再考されてきたと思うわけです。区であり、町の問題でもあるという皆様方のご意見もあるわけでありましてけれども、この基本、一番困っている方、居住地等の土地の使用の方々であります。早く解決していただきたいなど。

しかし、このことが議決されたとしても万々歳ではない。このことは皆さんご存知のことだと思います。でも、ほんまに基本は払い下げを受ける者と町がどう対応していくのか、どう合意していくのかということであると思います。ここに究極の今の問題、ここから次の問題が展開していきたくらうと思います。そういう意味でこの議案について、なんとしても可決していただきたいという思いでいっぱいあります。

どうか私の思いを言いまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議 長

原案に対する反対討論はありますか。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

先ほど、前総務文教厚生常任委員長の三倉議員からも反対討論がありました。私も前総務文教厚生常任委員会副委員長の立場ですけれども、これについては私は一議員としての判断をしたいなと思っております。

そもそも、私は昨日の夕方まで当局の熱心な調査、いろんな資料の提出、それから課長以下、昨日は議員懇談会の席で、6名、7名若手の職員まですべて並んで一生懸命議員にわかってもらおうと説明されました。そういう思いが私は心のなかに届きましたので、昨日の夕方までは今回この議案はいたずらに延ばすべきでない、金額どうのこうのという問題ではない。私は素直に長年の歴史のなかで終結したいなと思っておったんです。そのなかで、当局にも一番大事なのは地域に住んでおられる方々とのきちんとした膝詰め談判、これができた上での賛成だと申し入れておりました。それが昨日の夕方帰りましてから夜にかけて、3名の方から電話入りました。「古久保さん、賛成するんか。」という形で電話が入ったんです。それは、地元の方、それから役場OBの方2名。そんな形で一応反対してくれと説得されましたけれども、これは値段の設定もおかしいし、こういう販売をしたら遺恨を残すやないかということも言われました。

ですけれども、私は新人議員としてまだ2年半です。そういうなかで、こういう大きな問題に関わって、私の勉強不足の中で、皆様方の意向もわからず判断するという判断基準というのは当局側の説明、それと地元の方々の思いを受け入れての判断になるかと思うんですね。そんななかで、本来私の気持ちとしては採決に関わりたくないくらいの気持ちなんですけれども、この気持ちは最終的にはもう少しやっぱり地域の方々と話をして、今回の可決でなしに9月までもう一度一生懸命地元の方々と話をして、私もできたらその場に呼んでいただいて、皆さん方と、今傍聴に来ておられる方々と膝談判、つき合わせて、腹わって一遍話を聞いてみたいなど。私は今までそれができておりません。地元の方々とつながりもございません。

そういうなかで判断しますので、皆様方話をさせてください。

そういう意味で、今回の提案については反対したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議 長

原案に対する賛成討論はありますか。

9番 長野君（登壇）

○9 番

私はただいま上程されました議案第63号 土地の処分についての議決の変更についてに對しまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この土地の処分につきましては、本会議におきまして平成25年6月20日に可決されたものでありますが、3年を経過しようとする現在においても、払い下げに着手できていないのが現状であります。議会での可決以降の町当局の取り組みについては、これまで幾度と全員協議会、あるいは議員懇談会の場で説明を受けてきたところであり、議会からは機会あるごとにこの課題の早期の解決を求めてきたところであり、このことは、町当局も同じ思いであり、ましては払い下げ関係者の方々にとっては、まさに切望されているのではないかと思う次第であります。

先の議員懇談会で、当局から関係者の方々と同般の払い下げ土地は古くは明治時代にさかのぼる本当に長い経過があるとの説明がありました。改めて当局に確認いたしました。少しこの間の歴史を述べさせていただきます。町誌によりますと、1924年、大正13年8月26日に「無償借用中の継続借用について」と記載があり、「借用15年毎更新につき、本年3月より大正28年3月までとす。」とありました。これより前の15年となりますと、1909年、明治42年には海岸風潮除樹林敷地として借用していたと説明を受けました。明治42年の方が生存されていれば現在107歳くらいだと思います。これより前の確認できる資料は見当たらないということですが、古くから中村は漁業が盛んで、農業とあわせて生活を営み、当該海浜地を利用して地域を形成してきたことはまことに疑う余地のないところであり、

こうして、国から占用許可を継承しながら、終戦後、生活の必要から松林の空き地に住居や農林業のための作業小屋を建設し、生活基盤としての使用が始まりました。平成26年8月に開催された議員懇談会での資料では、昭和に入り海浜地の管理者である和歌山県から目的外の使用があると指摘され、昭和33年に関係者55名が和歌山県から占用許可を受け、その後地元関係者から敷地のなかに小屋等が乱立しており、火災や非常時に備えるため、払い下げ区域を決定して環境整備を図りたいとの要望を受けたと聞いております。県からは、官有地の境界を明示すること。払い下げを一括で申請することの指示があり、昭和37年に町が一括払い下げを受けることに関係者から同意を得て申請した経過がございます。そして、これまで占用してきた土地の辺地届けにより、占用許可が取り消しとなりました。

また、その一方で、昭和37年に町が関係者から同意を得て進めてきた官有地の払い下げは、国、県と協議を重ねるなかでも進展を見出せず、平成の時代に入り、国の政策の変更や地籍調査を実施して境界が明確に定まったことなどが大きな要因となり、具体的に払い下げが進展することとなりました。払い下げの協議だけをとりても50年という半世紀を超える年月が経過をしております。昭和37年に町が関係者から付託を受けて取り組んできたこの

官有地の払い下げは、町当局においてはもちろんのこと、町議会においても歴代の先人、先輩の議員が努力を重ねてきた積年の課題であると思います。一日でも早く払い下げに着手し、関係者の方々の思いを現実のものとするのが町に課せられた大きな責務であると思います。

議会で一度議決した事案ではありますが、払い下げ関係者の方々の大半が改正後の価格や賃借料、また手続き等について基本的に理解を示されているということでもあります。

今後、価格や条件を提示していくなかでも個々に事情はあるとは思いますが、私は払い下げ関係者の熱い思いを受け止めて、一日でも早く払い下げ関係者の期待に応えていただきたいと思います。そして、残る土地の有効な活用を見出して、中地区の住環境の向上や地域の活性化をぜひ図っていただきたいという思いから、議案第63号 土地の処分についての議決の変更について賛成をいたします。

以上、討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので起立によって採決します。

なお確認のため、起立される方におかれましては、少しのあいだ起立をお願いいたします。

議案第63号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議 長

起立少数であります。

従って、議案第63号は否決されました。

休憩します。

(休憩 12時23分 再開 13時27分)

○議 長

再開します。

(8) 日程第8 議案第64号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第8 議案第64号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第64号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第64号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第65号 工事請負契約の一部変更について

○議 長

日程第9 議案第65号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第65号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第65号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第66号 白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第66号 白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

12番 玉置君

○12 番

直接この条例とは関係ないんですけども、この公衆便所が2つ廃止になるというなかで、白浜町でこういったお客様のおもてなしで公衆トイレを充実させたほうがいいという場所があると思うんですけども、今後そういう取り組みを積極的に行っていくのかどうか、ちょっと意向をお聞きしたいなと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

今玉置議員よりこの公衆便所条例の一部改正とは違ったところかも知れませんが、今回このいそぎ公園の公衆便所については取り壊しを行い、この場所は公園でもあるということなんですが、ここは隣に昨年地ビールの製造会社がありましたので、その便所を夕方までは使ってもかまわないということで、ここはクリアできているところです。椿につきましては、椿の猿公園が閉園してからは若干使えるような状態だったんですが、ほとんど使うことができずにおりまして、この部分についてはちょっと遅くなったんですが、取り壊したあと条例の一部改正ができていなかったところなので、今回議案として上げさせていただきました。

ほかの地域も含めまして白浜は観光地でありますし、公衆トイレがたくさんあればお客さんが来るというものではありませんが、各地域にたくさんの観光客が来ていただいているところがありますので、今後観光客が多くなり、そこに公衆トイレがないという話になりましたら、そのつど担当課としても考えていきたいと思えます。今のところはお客様には近くにあればいいんですが、一定の数、この表に載っているとおり町内に20のトイレがありますし、この公衆トイレに載っていない部分でも、例えば、しらはまゆう公園のなかに大きな公衆トイレが完備されていたり、そういう形ではある程度のおもてなしということはできていると思えますので、今後観光客の増加によったり、また今公衆トイレのないところが観光地として脚光を浴びたりとなれば一考しなければならぬかなと思っております。

○議 長

12番 玉置君

○12番

よくわかりました。先ほどのいそぎ公園はビール会社がもしそういう場合になると使用してもいいよと言ってくれたので、訪れる方々に対しての不便はないという判断で取り壊しを決めたということでもいいんですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

取り壊しを決めたということではなく、このいそぎ公園の公衆トイレにおきましても数年前から使うことができない状態でありました。それを周りから誰も入れない措置をしていたのですが、なかに人が住んでいたという状況もあって、使わないトイレをそのまま置いておくのも防犯上いろんな面でだめということもありましたので、27年度で地ビール会社ができることにより、その社長とも協議をして夕方までは自由に地ビール会社のトイレを使っていたとしてもかまいませんというお話をいただきましたので、それでこのような形になったわけで、もともと使えるトイレを取り壊したというのではなく、使えないような状況になっていたトイレをこの機会に取り壊したということでご理解願います。

○議 長

6番 水上君

○6番

同じいそぎ公園のトイレなんですが、あそこのビール会社の設計の段階でトイレのことはそのように聞いていたと思うんですけども、あの公園のところから入っていくのにビール会社の奥、駐車場の奥側にフェンスがあるでしょう。あそこは行き来ができるんでしょうか。それと、公園の中にトイレはという案内があるんでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

今水上議員からご質問いただきました。1点目につきましては、周りのフェンスからも夕方5時では自由に出入りできるようになっております。そこでトイレの表示はしております。まだ外から見ればなかなかいそぎ公園自体も、また地ビールの会社自体もわかりにくいところにあつて、外からはトイレがあるという表示になっていないですが、公園内、またビール会社に見学する方にとっては特に今のところ不便があるということは聞いておりません。

○議 長

10番 岡谷君

○10 番

公衆便所でございますが、いそぎ公園がなくなる。地ビール会社のほうで対応ができるということでございますが、高速を考えて見ますと、印南にはトイレがございます。そして、田辺インターから白浜インターまで来る夏場におきましては大変この間は車で混雑しまして、栄あたりとかトイレがほしいよという提案を受けておりますが、今後おもてなしという部分においても、その分を含めて1カ所減ったという部分におきましても、公衆トイレの設置についても今後検討をいただきたい。これは提言で終わります。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第66号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第66号は原案のとおり可決されました。

（11）日程第11 議案第67号 平成28年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定
について

○議 長

日程第11 議案第67号 平成28年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定につい

てを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 廣畑君

○7 番

25ページ、衛生費の塵芥処理費の委託料なんですが、今まで委託をされておった分の費用というのはだいたいどのくらいで、このマテリアルリサイクルの施設のことなんですけども、どのくらいで委託をされるのか。

それと、これを設置することによってのランニングコスト、いくらかかってプラスマイナスどうなのかということをお教えいただきたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番 外（生活環境課長）

現状での処理費用と今後のランニングコスト等についてのご質問かと思えます。

ペットボトルにつきましては店頭回収いたしまして、清掃センターに搬入後、社会福祉法人の方のご協力を得まして異物等の分別を行っております。その費用でだいたい110万、120万ほど毎年かかっている状況でございます。この施設ができれば同じように簡易な手選別を社会福祉法人にお願いしていきたいとは考えているところでございます。このペットボトルは全員協議会でもご説明させていただきましたが、上富田町にある企業のほうに1トンあたり5,000円の単価で売却している状況でございます。容器包装プラスチックにつきましては、これは資源の日に回収後、田辺の事業者のほうに委託手数料を支払っております。1トンあたり16,500円の金額で処理を委託しておる状況でございます。

マテリアルリサイクル施設が完成後につきましては、全員協議会でも概算の費用ということでご説明させていただいたところでございますけれども、機器の点検なり電気料、また先ほど申し上げました社会福祉法人への簡易選別の手数料と合わせまして、だいたい2,800万円の年間経費を見込んでいるところでございます。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

そうすると、今までの委託、トンあたり16,500円、それからペットボトルのトンあたり5,000円というこれを足した額と新しい年間2,800万円との差額というのはどれくらいあるんですか。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番 外（生活環境課長）

差額といいますかペットボトルにつきましては売却しております。容器包装プラスチックにつきましては処理委託費用を支払っています。今後圧縮等の成形を行いますので、多少の金額、売却につきましても、処理費用につきましても増加はあると思えますけれども、その費用プラス2,800万円程度がかかってくるということで、現状では単純に比較検討まではできていない状況です。圧縮後どれだけの金額になるかということまでは至っておりません。

○議 長
7番 廣畑君

○7 番

みな一緒に質問したわけですが、仕分けをしていただきました。ただ、年間2,800万円プラスそれ以外にも要ってくると。施設だけで2,800万円要りますよ。例えば、社会福祉法人へのペットボトルの仕分けについても今までどおり120万円程度支出しますよという理解でよろしいんですか。

○議 長
番外 生活環境課長 玉置君

○番 外（生活環境課長）

先ほど申しあげました年間概算費用でございますが、2,800万円のなかには社会福祉法人に委託していきたいと考えておりますペットボトルの簡易選別費用も含まれております。

○議 長
11番 南君

○11 番

19ページの諸費のことで、防犯カメラの設置委託料なんですけども、説明では浜通りのところに付けたいと。国費が2分の1とお聞きしているんですけども、これは夏だけのものなのか、年中、一年間付けておくものか。そしてまた、管理はどなたがされるのか。その点をお聞きしたいと思います。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいまのご質問ですが、防犯カメラはすべてで浜通りに関しましては新設の分を含めれば計3台となっていきます。夏までには新たな1台の設置が不可能ということでございますが、現在2機が稼働中でございます。この2機については、当初は夏場だけということで地元とのお話のなかで管理しておったわけですが、交通事故であったりいろんな犯罪、犯罪の中身は我々はわからないんですけど、警察から365日の稼働をできないかのご相談があったなかで、現在は365日24時間稼働をしております。ただ、この機械自体のデータの量、365日24時間やりますと、なかなか画像ですのでデータ量が大きいということもありまして、今回県の補助制度のなかでこういう考え方が示されましたので、機械についても新しいものを設置しまして、データ量も多くなりますし、カメラの精度も上げて、夜間でも確認できるものにしていくと。機械が新しくなっているので精度自体はよくなってきているんですけども、そういうなかで犯罪が起きた場合には有効な手段となってこようかと思えます。

○議 長
11番 南君

○11 番

管理はどなたですか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

管理は今でも白浜町の電算室のなかにサーバーを置いてまして、カメラの管理も危機管理室の防犯担当が行っている状況でございます。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

28ページ、款6農林水産業費の堅田漁港船揚場施設整備工事費、堅田漁港排水路設置工事費、堅田漁港護岸整備工事費。この3つの工事の予算が上がっていますけれども、これは水面を埋めるという工事があるのかないのかということと、埋めるのでしたら漁協さんの承諾が要ると思うんですけども、堅田漁協さん以外の漁協さんの承諾がいるのかということ。

それと、災害復旧費の上露のスーパー林道に下りていくところの850万ほど出ていますけれども、上露の集落に4人住んでいると思うんですけども、これがちょっと遅いのではないかなと思うんです。2月か3月に崩れたように思うんですけども、やっぱり道路が1本しかないなかで、予算を上げてくれるのは大変ありがたいんですけども、通行止めにして3カ月余りたつと思うんですけども、計上されるのが遅いのではないかと。町長も4月の選挙のとき通れずに旧道を通ったと思われるんですけども、もう少し早く予算を付けていただいて、車の運転できる方は4人のなかにいないと思うんですけども、町のコミュニティーバスが行ってくれているなかで、路面状態が悪いなかで、もう少し早くなぜできなかったのかなと。そのへん、なぜこんなに遅くなったのかということをお聞かせください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、堅田漁港のものにつきましては、大幅な埋め立てということではないんですが、施設をさわるのに若干埋め立ての同意が必要になります。それは堅田漁協だけでなしに周辺の当然和歌山南漁業協同組合の同意も必要になりますので、それはいただいております。

それと、林道のほうでございますが、遅くなりました理由といたしましては、町の財政的な部分等々もございまして、当初は国庫補助の事業採択がどうかできないかということもやっていたわけなんですけど、国庫補助採択が難しいというなかで、今回予算計上させていただいた次第です。たしかに大変遅くなってご迷惑をおかけしたということについてお詫び申し上げます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

28ページの農林の目3漁港管理費です。310万円ほど上がってるんですけども、漁港の補修工事はどこにあたりますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

内訳を申しますと、これは3カ所ございます。まず1つは伊古木漁港の泊地浚渫工事ということで、港湾内の浚渫の工事でございます。それから、安久川漁港の舗装工事。こちらは

一部舗装がされていない部分がございます、非常に車が走りにくいということで、そちらの工事です。先ほどの伊古木のほうが180万円、安久川が90万円。それから、もうひとつは瀬戸漁港の補修工事ということで、進入路の改修工事。これは拡幅をしたいと考えております。その理由としましては、大型車両が入りにくいということもございますので、こちらが40万円でございます。

○議 長
8番 三倉君

○8 番

市江の漁港が漁港内に浚渫をお願いせんならんところがあるんです。以前にもお願いして、浚渫して取り除いていただいたんですけども、大きな台風が来るごとに漁港内が埋まってきていると。潮が引いたら埋まったところが見えるという状態があるわけです。それは毎年同じことでなしに、今回の予算には関係ないんですけども、取り除いていただくことと抜本的なものを考えていただきたいと思います。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そういったご要望、いろんなどころからご要望がございますので、今回ご要望をいただきましたので、そういったことも視野に含めて漁港管理に努めてみたいと思います。ただ、この場でそれがお約束できるという旨でございませぬのでご理解をお願いします。

○議 長
8番 三倉君

○8 番

ただ、早急に対応を考えていただきたいということです。

それから、観光の公園費、テニスコートのトイレの改修工事について予算が上がっているわけです。それもそうなんですけども、工事費に係ることで看板の設置をどうにかならんのかと思います。というのは、今の高速を降りて、すぐにどっちに行ってもいいのかわかん形なものですから、我々はわかっているんですが、よそから来た方についてもご一考いただけないかということについて。

○議 長
番外 日置川事務所長 田井君

○番 外（日置川事務所長）

テニスコートの表示の看板は県の補助金をいただいて設置する手はずになっております。当初予算で計上されております。

○議 長
8番 三倉君

○8 番

それだったら私知らんで大変申し訳ないのですが、早急にそれなりの対応をしていただきたい。

○議 長
12番 玉置君

○12 番

29ページ、負担金、補助金及び交付金の形でスポーツ合宿に500万円、クリフダイビングに300万円、インバウンド受け入れに300万円と出ていますけども、これはどの組織に補助金を出すのか教えてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま玉置議員から3つの補助金についてご質問いただきました。まず、スポーツ合宿等誘致事業補助金につきましては、どこの組織というのではなく、町でスポーツ合宿に来られた団体の方々に交付したいと考えております。1団体20万円を限度額として延べ宿泊客数や泊まった方の人数等々を補助の中身で決めまして、その方々に先ほど申し上げました限度額20万円で交付して、スポーツ合宿の利用者に対しての補助金という扱いになるところであります。

次に、クリフダイビング世界大会の補助金、これは10月15日、16日に三段壁で開催されるものであります。世界的な飲料メーカーが主催となる形で、町を含め経済3団体が協賛なりバックアップをするということで、このクリフダイビング世界大会の補助金につきましては、観光協会に一旦出しまして、協会と主催者側の飲料メーカーとで協議をしながらこの補助金については使っていくとなっております。中身については、啓発のバナーであったり、のぼりであったり、そしてまた、三段壁と場所が限られたところがございますので、ほかの場所でこのスポーツ大会が見えるようなパブリックビューイング的な大きなスクリーンをつくってということの補助金で、観光協会に出す方向で考えております。

インバウンド受入体制強化事業300万円につきましても観光協会への補助金で、これにつきましては4月18日から観光協会が役場のなかにあった事務所をギャラリーしらすなに移転しました。ここに対してインバウンドのお客様が大変多いと。受付なり観光情報の発信を求めてたくさんの方々が来ると。この前の堀議員のご質問のなかでお答えさせていただきましたが、5月、6月で200人を超えるインバウンドの方々がギャラリーしらすなに来ていただいていると。その外国人のお客様の対応としまして観光協会に補助金を出しております。観光協会も職員、台湾の方ですが、中国語、英語、日本語の3カ国語をしゃべれる方を雇って、インバウンドの受け入れの強化の取り組みを進めていただいているところです。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

よくわかりました。最初のスポーツ合宿については町が直接その団体に交付するということなんですけども、これは町が来た団体に対して聞いてまわるのか。それとも、例えば、今旅館や民宿が直接誘致するときにこういう補助金がもらえますよという形で、宣伝になるんだろうけども、そういう協力体制を敷いているのか。それとも、来たあとで自分らで調べて渡すのか、そのへんの取り組みはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

取り組みにつきまして、もちろんこの補助制度を設けることにより、各旅館、小さな民宿も誘致活動ということに大きなプラスになると思います。申請者につきましては、窓口は観光課になるんですけども、利用する大学であったり、または旅行会社が一旦役場に申請していただいて、もちろん申請書というものも考えております。申請書、そして泊まる人数、泊まる期間等々を書類として出していただいて、それで精査した上できちんと交付しようと思っております。多分窓口が団体だったり、旅行会社だったり、あるいはスポーツ合宿を受け入れる旅館や民宿という可能性もあると思うんですけども、あくまでも申請者の名前はスポーツ合宿に来られた方々の団体ということで取り組もうと考えています。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

17ページ、まちづくり推進費の負担金、補助金及び交付金の集会所の関係です。この分については栄の集会所の申請で長年の悲願だと聞いておりました、観福寺の入り口の集会所が今度栄から中学校に抜けるほうへ移転すると聞いて、このあいだ見に行ってきたんですけども、それについて769万円の集会所補助金があるんですけども、コミュニティ補助金の1,740万円との兼ね合いで、実際の補助金はいくらになるのでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

補助金は2つ足した額が町から補助という形になります。コミュニティ補助につきましては、議員ご承知のとおり宝くじのコミュニティですので、これは町のほうへ協議がありまして、集会所を建設するのにそちらの補助金をお願いしたいんだということと、町が申請して、国からいただけることになったと。これは大きいんですけども、それだけでは当然集会所は建ちませんので、これはもらえることになったので非常にありがたいと。残ったお金につきましては、当然地元の負担金もありますけれども、これは集会所の建設の補助条例だったと思うんですけども、そこで2分の1となっていますので、町から2分の1を支出すると。ただ、地元としましては当然造成費もかかっていますし、それは集会所だけですので、中の備品とかそういうものは地元は大分かかってくると思っておりますけれども、これは建物に対する補助ということですよ。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

よくわかりました。できれば参考資料で位置図をつけていただいたらありがたかったと思います。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

17ページ、小さい金額ですけども、白浜ソングCDの50万円。内容的にも服部さんという有名な方に作曲してもらったというものでありまして、天外さんと。そういった形で作っていただいて、今後この白浜ソングについてどういうふうに普及させていくのか。また、

PRしていくのか。町民の皆様方にどういうふうに関心していただくのか、その辺の将来の展望をお聞きしたい。

もう1点、29ページの委託料の中に観光プロモーション映像作成委託料についても200万円で作るとなっていますが、これもどう普及させていくのかということをお聞きしたい。

それと、先ほどの防犯カメラなんですけども、これは一応浜通り、御幸通りの角に1台となるんですが、中心街、ちょっと防犯カメラがほしいなということがあるんです。柳橋や銀座通りにかけて。今後町内会で付けるにしても、金額的にかなり要りますので、補助金を頼りにということで申請したところで、町内会の会費ではなかなか付けられない。管理もできないという状況になりますので、町のなかでこのあいだも不審火が出ましたので、そういうときに必要なのかなという感じがしますので、その辺の将来的なところをお聞かせください。3点だけお願いします。

○議 長

3点。まず、17ページ、節13委託料からお願いします。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

白浜ソングのCDの作成委託料につきましては50万円ということで、500円としまして1,000枚を作成する予定になっております。この1,000枚を広く広報して、これから、例えば私が東京に行くときにお土産として持っていかとか、これを広めていきたいなと。より多くの皆さんに聞いていただきたいという思いがございます。それから、町内に関しましても、まだまだ住民の方に浸透しているとはいえませんので、これを機会あるごとに今年は夏休みくらいから白浜ビーチステーション、白良浜のなかで流していくということも考えてございます。それから、民間の施設も含めて町が持っているフィッシャーマンズワーフ白浜とか茜千畳茶屋とかそのあたりでもCDがあれば流すことができますので、広くPRをして広報していきたいなと思っております。それから、ほかにもできることがあれば皆様方からいろんなご意見をいただければ、それに対して我々もFMビーチステーションで流すのも当然でございますけれども、そういうことを広く交渉していきたいなと思っております。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま古久保議員から観光プロモーション映像作成委託料についてのご質問をいただきました。

これにつきましては平成22年に一旦同じような形で観光DVDを作成しました。このときのものが6年前の作成ということで、画面も古かったり、またハイビジョンに対応できていないということで、若干新しい映像を撮ったり、改訂版という形でおさえていただきたいと思っております。これらにつきましても、今町長が言われましたとおり観光プロモーションということですので、観光課がいろんなところに観光プロモーションで出向くこともありますし、また逆に白浜町に全国各地の議員さんが視察にも来られますので、そのときに過去にも渡しておりますので、そういう形で今後も観光だったりいろんな形で使っていきたいと思っております。また、白浜ソングの話もありましたが、この観光プロモーションの後ろに流れるB

GMについてもこの白浜ソングをなんとかいかして流すことができないかなということも考えているところです。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

防犯カメラの設置に関しましては、現在2カ所にあるわけですが、これにつきましては、現在はあまり犯罪が起きておりませんが、設置した当時はこの2カ所で少し問題がありまして、町で設置させていただいて、どこか白良浜周辺であったり、そのあたりで犯罪が起きたときに、車で識別できると、そういう効果もあるということで2機を設置したのが経過でございまして、夏場にはいくらカメラを付けていても犯罪抑止にはならないと。犯罪が起きたときに効果はあるんですけども、カメラがどこにあるかわからないので抑止にはならないということで、それは浜の商店街の街路灯に防犯カメラ稼働中ということで看板をずらっと並べさせていただいているところでございます。

私の知っている範囲では銀座の商店街にもそういうのができないかというのは話としてお聞きしたことはございますが、いずれにしましても、カメラ自体が高価なものでありますし、カメラを置くにはデータを保管するものが要ってくるということになります。それにつきましては、観光課のほうで取り組まれているのは白良浜の建てやのなかに保存するというようになってきますので、各所に付けていきますとカメラプラスデータを保管する場所が必要になってきます。また、どこまで町が整備するのかというのは大きな課題であると思います。ご要望はたくさんございます。白浜駅の駐輪場につきましても過去にはカメラを設置できないかというお話もございましたし、富田駅のところについてもそういう話があったと存じ上げておりますが、限られた財政でございまして、その辺はいろいろな状況を勘案しながら必要となったときにはそういう措置を講じていきたいと思いますが、1回付けますと外すことは将来的になかなかないということになりますと、1台何十万円もしますし、だいたい5年くらいでサーバーもカメラも更新していかなければならないというのが出てきますので、今回も担当からは何回も要求のあった部分ですが、今回は県の補助制度ができましたので、それを活用して今度は丸公園のほうに付けさせていただいて、御幸通りのほうも監視できるという状況でございまして。ご要望は多々ありますけども、現在そういう状況ですので、状況を見極めながら検討していきたいと思っております。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

防犯カメラに関しては、夏場になるとあの周り暴走族が夜中に音を出して走ります。そういう関係で今のところ事故は起こってませんが、白浜署にもそういう形をお願いしてきたこともあるんですが、警察としては防犯カメラは一切タッチしておりませんという返事もらったので、今回こんな形で設置されるのであればという気持ちで将来ご検討いただきたいと思っております。

○議 長

10番 岡谷君

○10 番

16ページの款5財産管理費でございます。説11、13、15と。先般も一般質問で庁舎について新築をしてはどうかと南議員からの提案もございましたが、今回の最小、暫定的な耐震補強でしのぐと。東日本震災、そしてまた今回の九州の地震、これは想定外的な余震が続いておりますし、本震と余震で余震のほうが強かったということもございます。ですから、今回1億2,000万円で耐震補強をし、I s 値を上げ、そしてまた、震度も6から7ということでございますが、余震が続きますと今の補強でもつかどうかということが懸念されるわけでございます。それは職員の命の部分、また町民の命の部分、そしてまた防災拠点としての存在の部分におきましても、耐震をするにあたって、1億2,000万円でいけるのかどうか。7以上来れば生命に損傷をおこすことが考えられますので、そのへんのお考え方。この前も全員協議会等でる議員からも質問が出て、私もそうだなという部分は納得しているんですが、この耐震補強のあり方について再度ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

岡谷議員のご質問のように、私も熊本の地震というのはこれまで地震で想定外、東日本も想定外、想定できると言われれば想定できますけども、一年以上揺り続けるというのも想定できるんですが、普通我々が経験するなかでは少し違った形の揺れであると思ってございます。テレビを拝聴するにあたりまして、耐震化の必要のないような施設、建ったばかりの家でも潰れている状況を私も確認させていただいてございます。そうすると、震度いくつに耐えられるのかという議論よりはどれだけの揺れでどれだけの強度でという議論になってこようかと思えます。ただ、今出しております耐震補強につきましては国から示されているI s 値の強度でありますので、現在のところはこの耐震補強が最小ではありますけども最善であるんだろうと思ってございます。今後そうした現状を見て、建築基準法であったり、いろんなものへ国のほうも考えられるのか。このままいくのか、また長い揺れが続いたときにはどういふひずみが出て、どういふところを補強しておかんと今の建築基準法でも家がもたないとかいふのは将来的にも判明してくるのかなと思えますが、今のところはそういうところで例えば耐震補強をするのであれば、加えてこういう部分もしなさいというところが出てませんので、今のなかでの最小の最善というふうにご考えてございます。

○議長

10番 岡谷君

○10番

今総務課長から聞きました。そうであろうと私は認識しております。今後新庁舎の一刻も早い提案をしていただくことが大事かと思えますが、当初10年をめどということでございましたが、先般の町長のお話においても一刻も早く場所を決め、そして新庁舎というお話がございました。地震の確率、20年、30年という確率度がますます深まってきているなかで、耐震補強をしてそれまでもったらいんですけども、一刻も早い新庁舎の建設を図りながら、いかに地震がきたときに職員が安全を担保できるか。一回の地震くらいではそんなに一気に潰れませんけれども、余震が続きますと庁舎自体も危ないと。また職員の安全も厳しいという部分がございますので、それらも含めて国の示す安全基準も審査をしながら、今回は最小の耐震補強になろうかと思えますが、やはり職員を守る部分において、この部分は地

震があったときにこの場所に来れば命が守れますよというブロックをつくることも私は大事だと思いますので、それらを含めながら補強対策にまず新庁舎ができるまでは懸案していただきまして、お願いしたいと思いますが、そのへんのお考え方をお聞きします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

今岡谷議員からご提案いただきました。この事業につきましては応急処置ということで2カ年事業ということになっております。今までの説明と同じになりますけれども、0.27あるいは0.29というI s値をまずは当面0.75へもっていききたいということもございまして、この0.75であれば震度6強の地震には耐え得るということでご理解をいただきたいと思っております。それ以上の震度7になったらどうなるのかということになりますけれども、この辺りの想定されている地震というのは直下型というのはもちろんないわけではないんですけども、東海、東南海、南海、あるいは南海トラフを震源とする巨大地震ということで、それに関しましては海洋型の地震ということで若干熊本地方を中心とした地震とは異なるという議論もよくされております。そのなかで、この地域の海洋型の場合には余震が本震を上回ることがないのではないかとおっしゃる学者もいらっしゃいます。すべて想定外ということがあればそれはきりがないんですけども、私としては本庁舎をまずは耐震補強をして、そして次のステップ、本庁舎の改築、新築工事に何とか10年以内にめどをつけていきたいと考えてございます。これで終わりではございません。本庁舎ができたとしてもこの建設課をどうするか、あるいは東別館というのもございますし、この前から議論になっていきます富田の農林事務所、日置川事務所いろんなところがございます。そういうことを総合的に考えていかなければいけないと思いますので、財源との兼ね合いになりますけれども、今後は白浜町としてもできるだけ人口減少で税収が伸びないなかで、利益を生むようなこともよく議員からもご提言いただきますけれども、儲けていくということも視野に入れて、歳入と歳出のバランスを考えながら、利益が生めるようなまちづくりを目指していきたいと思っております。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

26ページ、農業研修会館の会館費の修繕料なんですけども、研修会館のどの場所。例えば、トイレにしてもどん帳にしても、あるいは雨漏れについてもいろいろあると思うんですが、どの場所をまず取り組んでいくのか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これにつきましては、下のホールの入り口部分のところでございます。ここの床がシロアリにやられているのか湿気なのか原因はわかりませんが、先の選挙のときも私は実際あそこで投票事務を行ったわけなんですけど、非常に危ない状態になってございますので、そのところの応急修理をしたいということでございます。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

昭和52年から53年の建設だったと思うんですけども、老朽化。一度屋根を補修したと思うんですけども、雨漏りとかどん帳がうまいぐあいになりてこないということもあります。そういう点、先ほどの庁舎のことにありましたけれども、農業研修会館はかなり面積で収容できる方々、投票所にもなってますけれども、そういったことでもありますので、使い勝手のいいように改修をしていただきたいと思いますし、トイレも和式のトイレになってますし、便座も改修できんのかなという思いもありますので、今後そういった点も考慮に入れていただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今廣畑議員から農業研修会館の修繕につきましてご提案といたしますかご要望をいただきました。どん帳につきましてこれは開閉ができないということで一部の利用者の方、多分カラオケ大会とかそんなときにちょっとぐあいが悪いよということを知っております。優先順位というのがあるのかもしれませんが、その辺もちょっと待つてほしいということも言っています。トイレも古いのは私もよく見ておりますし、今回何を優先したかと言いますと、入り口から一番大事なところをごあごあしている。いつ抜けてもおかしくない状況なので、これは緊急性があるだろうということで、1階の床の腐食の部分を23万円ほどですけども修理をするということで優先をさせていただきました。

○議 長

11番 南君

○11 番

先ほどの岡谷議員の耐震のことでお聞きしたいんですけども、実は私一般質問を広報誌に載せるためにデジカメで庁舎の写真撮ったりしてたんですけども、目視するだけでも手すりとか外壁が崩落した跡があるし、ものすごく傷んでいるんですね。今回の耐震に関しては外壁とかというのはおそらくやらないというんですか、耐震やっても税務課のどここのところをやるというくらいで全体的な外側、例えば2階の部分でしたらいらわないと受け取っているんですけども、その点ちゃんと見ているんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

議員おっしゃるとおりで、私もコンクリートが上から落ちてきたという経験もございます。そうした部分についてはつとつと補修をしながらいっておりますが、議員ご指摘のとおり庁舎の特にベランダ部分が老朽化しておいて、コンクリートの剥離等々が見受けられるということも承知してございます。この部分については合併当時に色を塗りかえるときにも多少の補修はしてございますが、施設が老朽化しておりますので、箇所箇所ですそういう部分が見受けられるのも承知してございます。これについては本庁舎の耐震補強工事とは別になってきますので、そのへんについては今後とも監視しながらできる限り、最低限になってこようかと思っておりますが、補修に努めていきたいと思っております。今回の耐震の委託料や工事にはその

部分は基本的に含んでごさいません。同時にその部分に影響する部分については補修も可能であろうと思っておりますが、直接関係しない部分については含んでごさいません。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

南議員と同じ質問なんですけども、参考資料も付いておりますけれども、この耐震補強をしたら震度いくつまで崩壊を免れることができるんですか。地震が揺っている間は移動というか、今度来る地震は1分から3分の間揺れるといたしますけども、歩けんと思うんです。揺っている間に外へ出れるんだったらいいけど、崩壊したら圧死となると思うんですけども、補強やったら震度いくつまでもつんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

今回は震度6強以上ということで、そしたら8が来たらもつのかのというのは非常にわかりにくいところですけども。震度7が最大ですか。その辺が私どもでも判断できないところなんですけども、先ほど岡谷議員のおっしゃることもそうなんですけども、一応数値上の話であって、想定をどこにもっていくかが非常に難しく、震度6強が1年続いたとしたらどうなるのかと言われても私はお答えのしようがないというんですか、そういう状況で、国から示されている数値に基づいて最善といたしますか、そこまでの工事を行うということでございます。どの地震だったらもつのか。震度6でも直下型、また揺れ方によってひずみも違ってくると思うんです。そういう部分については私は専門家でないのでお答えのしようがないので申し訳ごさいません。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

東北の地震も3分近く揺ったように報道されておりました。その前に今度来るであろう南海地震の場合も1分ないし3分と。これは東北の地震よりも前に私聞いておったんですけども、果たして6強でもつんではないかと。それは何分揺ったらという想定はされているんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

私は今手元に設計書がないのでお答えしづらいので、それは今すぐ調べさせていただきます。何分という想定を基に設計できているのかという部分については少しお時間をいただきたいと思っております。

南海、東南海地震の1分から3分という数値が出ておっても、5分揺るか10分揺るかかわからない、想定できないですね。それが3分のが10分後にもう1回来るとか、20分後に3回連続で来るとかそういう想定がしようがないので、それに耐え得るのかどうかという部分についてもなかなか私の口ではご返答できないのですが、これは専門家への委託が出てきていますので、それを信用すると。ここは見解があれば話ができるんですが、その想定につ

いてはできていません。ただ、先ほど申し上げた1分から3分の想定をしておるのかどうかというのは設計書を確認して担当に確認させていただきます。

○議 長

2番 西尾君

○2 番

関連なんですけど、東北の地震のときはたまたま東京におりまして、緊急通報が鳴りました10秒以上かかったと思います。10秒あればかなり動けますので、そういった訓練をぜひやっていただきたいです。大半の皆さんはこの間の正月の誤報があったんですが、多分家のなかで動いていないと思います。鳴ってそのままじっとしていると思います。たまたま地震が揺らなかったので、あれば津波やったんですが、同じようなアラームが鳴りますので、実際今鳴って5秒あれば外まで出ますよ。そういうシステムがすでに出来上がっているわけなんですけど、大半の皆さんはほとんど聞いているだけで、いったいこれはなんなというだけですから、そこらの訓練をまずやっぱり自分の命を守るんだという環境が整っていますので、ぜひやっていただきたいと思います。

それと、予算書の18ページ、ブロードバンド基盤整備工事費ということで410万円が上がっておりますけれども、これはブロードバンドのループ化に関する工事だと思うんですが、少し説明をいただけますか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これは現在白浜町では上富田経由の部分と国道42号線をつたっている部分のループ化ができていない、つながっていない現状がございます。これにつきましては、白浜町はすさみ町に線を供給しておりまして、すさみ町へ白浜町で受けたテレビ放送をすさみ町へ流しております。すさみ町は42号線を経由してすさみ町内ではループ化ができておりますけれども、白浜町のほうで線が切れれば、すさみ町へ流れないという状況が実際ございます。すさみ町が最終的にループ化というものを行ったときに、白浜町にも相談はたしかにございまして、一緒にしませんかというお話はありました。しかしながら、放送の流し方が一方から線をつなげたら流れるということではなくて、今度はすさみ町から流れてくる分は町で受けるとか。町から流す分をすさみ町で受けるといふ双方につながることをしなければなりませんので、すさみ町は一連のなかでしようとしてたので予算措置はできておったのですが、町ではなかなか単独で難しいということで同時にできていないのが現状でございます。今回は地震もありいろんな情報というのは、特に日置の奥のほうに行きますと孤立化も考えられます。それがループ化できておれば、例えば白浜、日置のほうで何かあったときに切れても、すさみ経由のループ化で流れてくることも十分考えられますので、そうした部分考えたときには広域的にも町も利益ありますし、すさみ町も利益があるというなかで今回計上させていただいたところでございます。

○議 長

2番 西尾君

○2 番

たしかに富田橋から左右に分かれていますね。生馬口そして国道42号線とラインを引っ張

っておるんですとげも、極端に言えば樁で切れたらすさみ、日置すべて全滅してしまう。生馬口で切れると市鹿野そして安居まで見えなくなると。常に危険の裏表の関係で数年かかってやっとうこういう事業化がされてきたと思いますけども、これで一応今の話のなかですさみループを使ってするということですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

すさみ町との間でループ化を図っていくということになります。今つながっていない部分をつなげていくのではなくて、町のなかでつながっていない部分をつなぐのではなくて、すさみ町との連携によってループ化を図っていくということでございますので、当然すさみ町との協議も必要になってきますが、協議自体は整っておりますので、あと費用はすさみ町に費用がかからないなかでできると考えてございます。ただ、ループはしても2カ所で切れるとその間がつながらないというのは当然の話ですので、これは費用の問題にもなってきますが、これを管理する総務課としましては、将来的な展望になってこようかと思いますが、一番有効なのは私は高速道路の暗渠だと思っておりますので、これは最終串本までいきますので、すさみを通ってますから、これをうまく利用したループ化というのが一番安全になってくるのではないかとと思っておりますが、ただ費用は莫大になってこようかと思っておりますので、そのへんは将来的な展望としてはもっておるところでございます。

○議 長

2番 西尾君

○2 番

最後になりますけれども、以前は生馬口から回りまして宇津木橋を下って、城、小川、そしてすさみにつなごうというのが最初の計画だったと思います。すさみのほうへ予算的に無理だというお話を聞かせていただきまして、今言われた高速を使ってというのが距離的にも近いし効率的だと思いますが、ただ非常に予算が伴うものであります。ですから、現状の計画で例えば市鹿野あたりのカバーというのはどうなんでしょうか。技術的にはすさみの関係なので、不可能でないかと思うんですが、これはどうなんでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

市鹿野の奥を使ってというご質問ですね。それにつきましては、電柱を懸架してまいりますので、なかなかかなり長い路線になってこようかと思えますし、実際に私もその奥まで行って上露のまだ奥ということになってこようかと思うんですが、そうしたルートの方まで行ったことないので状況がわからないんですけども、スーパー林道の途中まで来ていますから、そのへんを使えばループ化も可能かと思えますが、我々が使っているのはスーパー林道のほうではなくて、違う部分を使っています。そうすると維持管理には今NTTさん、関西電力さんの電柱を懸架させていただいてございますけども、町独自という話になれば枝であったりそういう部分にも維持管理がかかってきますから、考え方としては可能ではあるかと思えますけれども、費用的なことを考えると現在のループ化というのがまずはやっておくべきループ化だろうと。また地権者さんやいろんなご同意がいただければ町内のループ

化についてもそれほど金額的にはかからないのではないかと考えていますから、二重、三重のループ化も検討していかなければならないと考えております。

○議 長

6番 水上君

○6 番

24ページ、目2予防費の節13委託料、B型肝炎予防接種委託料100万円の補正が上がっています。これは当初予算に出てくるものかなと思ったんですが、これは何か補正として意味があるのでしょうか。

それから、対象見込みはどうなんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

ただいまのご質問につきましては、従来は任意、希望者のみの接種であったところなんですけれども、28年10月から定期接種化と通達が来まして、10月より定期接種のご案内をさせていただきたいと考えてございます。

見込みといたしましては、今までの該当者から見て、だいたい80名程度を見込んでいるところでございます。

○議 長

6番 水上君

○6 番

80名の見込みということですが対象になる年齢とかあるのでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

対象なんですけども、平成28年4月1日から平成28年12月31日プラスアルファ27年12月と28年1月の妊婦の数です。妊婦さんに接種していただくと考えてございます。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

26ページ、農地費のため池ハザードマップについてはもう町内に配布されたのですか。配布されたとしたら地域の人だけに配布されたものなのか。私の地域までは入っていないと思うのですが、まだ配布されていないのですか、そのへん。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ここに載っているハザードマップでなしに前年のため池ハザードマップですね。全員協議会の際にも説明させていただいたんですけども、配布については該当地区だけです。ですから大池でしたら堅田、それから庄川でしたら庄川となります。広報のインターネットではホームページで見られるようになってますので、そこに載ってますよということはお知らせさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○議 長
8番 三倉君

○8 番

32ページ、住宅管理費なんです。財源の組みかえの形なんですけれども、当初には国県支出金という格好で168万6,000円と出てて、それが減額されていると。補助対象になる形で上げられていると推測するんですけども、どういう形でこれがなくなって、起債をおこす形になったんですか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これは当初予算で担当部局と協議するなかで、社会資本整備総合交付金を予定しておったんですが、それがかなわないということで地方債を充てるということでございます。

○議 長
8番 三倉君

○8 番

今の上げている交付金というのは当初にはメニューのなかにあったから上げていたという解釈でよろしいんですか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

考え方としてはそれがあんですけども、実際に国と協議するなかで一部対象にならなかったということで財源更正をするということでございます。

○議 長
8番 三倉君

○8 番

一部対象にならなかったから財源の組みかえをしたと。組みかえするにあたっては起債になるわけですね。起債については利子がついてきますね。利子についてどのくらいの利子になりますか。一応財源では5パーセント以内と大まかにくくっているんですけども、細かい話なんですけども。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

0.1から0.2のあいだで借り入れによって変わってきますので、今確定はできないですが、0.1から0.2のあいだということがわかっているということです。

○議 長
12番 玉置君

○12 番

36ページの学校費、図書費として100万円計上されている。一括購入したような感じに思うんですが、これはどの学校に使われているのか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

今回の図書費の100万円につきましては、学校にはどれくらいの本が必要で、それに対してどれくらいの率をもっているかという充足率というのがございまして、それが4中学校が非常に低い状況にございますので、4つの中学校にそれぞれ額は違いますが充足率に応じて配分してございます。

○議長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番外（住民保健課長）

先ほどB型肝炎の接種の対象を妊婦さんと申し上げたところなんですけども、申し訳ないですが生後1歳に至るまでの子どもさんに打つものでございます。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

丸本議員からいただいております地震が何分という想定なのかという部分につきましては、今コンサルに確かめておるんですけども、そこはお時間をいただいてご答弁をさせていただきたいんです。地震というのは体感のある部分から始まるのではなくて、感じない部分から始まりますから、それが3分というのが体感の部分からなのか、最初から最後までとなれば10分とかなってきますから、その辺は基本的に加味されていないといいますか、地震の揺ったあいだの一番強い強度、そのときの強度でI s 値を計画していると。官公庁と学校施設についてはI s 値0.7以上確保ということで、今回我々の耐震改修は0.75というI s 値で支持されている以上のI s 値をもっているということでございます。

○議長

5番 丸本君

○5番

参考資料に出ている新しく壁をつくるというんですか、こういう補強をしても先ほど総務課長がおっしゃられたように6強の震度には耐えられると言いますが、何分揺ったら、時間はわからんということとですね。神戸の地震みたいに10秒余りで止まるか、あるいは東北の地震みたいに3分近く揺ったと聞きますけれども、3分揺ってももつのか。10分も20分ということはないでしょうけど、1、2分、1分以上3分以内と南海地震は想定されておったんです。そういうのは。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

議員のおっしゃるのはよくわかるんです。ご質問の趣旨も十分わかります。震度6がだいたい地震というのは横揺れ、縦揺れということで高いところで震度6とくるんですけども、議員の言われている震度6の状態が10分続いたら大丈夫なのかとのご質問だと思うんですけども、そこについてI s 値へどう反映されているのかというのは今ご答弁できませんので、調べて後日答弁をさせていただきたいんですけども、申し訳ございません。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第67号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第67号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 14時51分 再開 15時18分)

○議 長

再開します。

事務局長より諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いいたします。

当局から3件の追加議案の提出がありましたので、お手元に配布しております。追加議案3件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

本日、延会後に総務文教厚生常任委員会、観光建設農林常任委員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

この後、町当局から追加議案3件について提案理由の説明を受けたいと思います。

なお、議案第75号 白浜町教育委員会委員の任命については、本日審議を行いたいと思います。

お諮りします。

ただいま当局から提出ありました議案第73号から議案第75号の3件を日程に追加し、追加日程第18から追加日程第20として日程の順序を変更しただちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第73号から議案第75号を日程に追加し、日程の順序を変更しただちに議題とすることに決定しました。

-
- (12) 追加日程第18 議案第73号 物品購入契約の締結について
追加日程第19 議案第74号 工事請負契約の締結について
追加日程第20 議案第75号 白浜町教育委員会委員の任命について

○議 長

追加日程第18 議案第73号から追加日程第20 議案第75号までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

本日新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第73号 物品購入契約の締結につきましては、救助工作車更新に係る物品購入契約を締結したいので、提案するものでございます。

議案第74号 工事請負契約の締結につきましては、西富田第二学童保育所建設工事に係る工事請負契約を締結したいので、提案するものでございます。

議案第75号 白浜町教育委員会委員の任命について、議案書に基づき、説明した。

藤藪氏は、教育委員会委員として適任者であり、引き続き教育行政並びに町政の振興にご尽力を賜りたく存じますので、任命につきましてご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、議案第73号及び議案第74号につきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて補足説明を許可します。

番外 消防長 大江君（登壇）

○番 外（消防長）

議案第73号 物品購入契約の締結について、議案書（P.45～47）に基づき、説明した。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君（登壇）

○番 外（教育次長）

議案第74号 工事請負契約の締結について、議案書（P.48～51）に基づき、説明した。

○議 長

以上で補足説明が終わりました。

議案第75号 白浜町教育委員会委員の任命について、質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第75号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第75号は原案のとおり同意することに決定しました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は6月28日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

次回は6月28日火曜日午前10時に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、15時30分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 28 年 6 月 24 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員